

那覇市歴史博物館所蔵の 横内家資料と川平家資料に関する覚書

川 島 淳

はじめに

那覇市歴史博物館所蔵の近現代文書には、主に横内家資料と川平家資料がある。横内家資料のなかには、主に明治期沖縄県庁の判任官であった横内扶⁽¹⁾が生成・収受・保管した多数の文書がある。これらの文書は、沖縄県における教育や産業、経済などの一端が判る文書史料などで構成されている。他方、川平家資料には、川平朝申⁽²⁾が戦前に沖縄から台湾に渡り、敗戦によって沖縄に引き揚げた後に、沖縄民政府芸術課長となって文化行政を担当し、その後軍政府統計長として映画上映やラジオ放送の創設などに関わる業務を担当した。こうした経歴をもつ川平が生成・収受した文書史料が収められている。また、川平は絵を描いたことから、多数の美術関係資料も含まれている。こうした横内家資料や川平家資料は現在那覇市歴史博物館で閲覧できる。そこで、本稿では横内家資料と川平家資料⁽³⁾の特質の一端について紹介したいと考える。

ところで、近代史料学や近代文書学に関する研究成果が蓄積されている。中野目徹は『近代史料学の射程—明治太政官文書研究序説』（弘文堂、2000年）において、原議文書の分析を中心として、「文書処理」・「文書施行」・「文書保存」といった「文書行政」⁽⁴⁾に着目して、近代史料学の構築を試みた⁽⁵⁾。他方、小池聖一は『近代日本文書学序説』（現代史料出版、2008年）では、政策過程論に基づいた文書の機能論に着目して、主に閣議配布文書や外務省記録、私文書などを対象として近代文書を類型化し、その体系化を試みるとともに、「政策過程」に参加した人物が文書などを個人文書化していく様相などについても論じ、外務省記録や大学文書などを分析対象とした文書の保存・管理などについても論じている。以上のように、中野目は、原議文書を主な分析の対象として「文書行政」という枠組みを提示しているが、小池は「政策過程」のなかで生成された公文書と私文書をともに分析の対象とすることの意義について論述している。

そこで、本稿では、横内家資料⁽⁶⁾や川平家資料の全体像を概観したうえで、公文書と私文書との関係に関する先行研究や、中野目と小池などの分析の視座を紹介し、横内家資料や川平家資料一点一点の史料的特質を分析する際の視座を提示する。また、横内家資料における「教育関係資料」にある報告文書や上申文書を、機能論や様式論、形態論といった文書学的観点から分析したうえで、横内家資料を中心として一点一点の文書で垣間見られる、政治行政史と社会史との接点について考察したいと考える⁽⁷⁾。なお、アーカイブ

ズで提起されている「出所原則」や「原秩序尊重の原則」を理解しており、これに基づく横内家資料や川平家資料の目録編成などについては稿を改めて論じることにして、本稿では、その前提となる史料論という観点から紹介することにする。これにより、本稿の論題に覚書を付した。

第一章 近代文書と「横内家資料」・「川平家資料」

近代文書は、文書が保管・管理されている場所や状態に基づいて、概ね公文書・私文書・企業文書⁽⁸⁾の三つに分類されている。本稿で分析の対象とする横内家資料や川平家資料は私文書であるが、後述のように本来公文書であった文書も含まれている。以下では、先行研究の紹介を兼ねて、公文書と私文書の特性について明確にしたうえで、「文書行政」や「政策過程」といった分析の視座の重要性について確認したいと考える。

まず、公文書と私文書について小池聖一の見解を確認しよう。小池は、作成面と保存面から近代文書を次のように分類する。すなわち「作成」面では、近代文書を「公文書」と「私文書」に分ける一方で、「保存」面からは、近代文書を「公文書」と「個人文書」に分類している。そして、作成面における「公文書とは、公的機関（国、地方公共団体、企業等）の機関において、機関に属する者が職務上作成・取得した文書・図画および電磁的記録とする」とし、作成面における「私文書とは、公的な立場にある者でも個人的な場所において作成した文書・図画および電磁的記録をさす」としている。他方、保存面における「公文書とは、当該行政機関等の公的機関が組織的に用いる文書として当該行政機関等が保有していた文書・図画および電磁的記録とする」と指摘している。保存面における「個人文書とは、個人が私的に保管・保存している文書・図画および電磁的記録とする」と定義づけている⁽⁹⁾。このように、小池は、「作成面からする「公文書」と「私文書」、保存面からする「公文書」と「個人文書」を使い分けて分析している」⁽¹⁰⁾という。

こうした作成面と保存面による近代文書の分類は、文書の生成や保管の場所に重点を置いて検討することの必要性が判る。そして、小池の見解は、近現代私文書・個人文書の特徴を理解するうえで極めて重要であり、小池の分類を積極的に活用して、横内家資料や川平家資料の構造的性質を明確にしたいと考える。

第一節 那覇市歴史博物館所蔵の 横内家資料と川平家資料について

本節では、那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料と川平家資料の構造的性質について紹介する。アーカイブズという視点からの詳細な分析については、稿を改めて論述したい。

1. 横内家資料の構造と「沖縄県政関係文書」

那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料⁽¹¹⁾は、1993（平成5）年に、横内扶の孫にあたる横内襄氏が那覇市市民文化部歴史資料室に寄贈した資料群である。幕藩体制下の彦根藩士であった横内家に代々伝わった文書史料や美術工芸資料と、彦根藩横内家や、その子孫であり、明治期に沖縄県庁の官吏であった横内扶と、その子や孫といった個人が、作成・収受・保管した文書史料や美術工芸資料で構成されている⁽¹²⁾。

横内家資料の構造的特質を把握するためには、その伝来という観点から、彦根藩における横内家や横内扶の履歴⁽¹³⁾と、その子供である圓次と夏子などや、夏子の夫中村十作、寄贈者の横内襄氏のことについて触れておく必要がある。

彦根藩横内家の元祖横内源正は、第2代彦根藩主井伊直次（1602年～1615年）に仕え、以後、2代横内了雪（家督は1628年～1685年）、3代横内昌山（家督は1685年～1735年）、4代横内孤登（家督は1735年～1749）、5代横内了山（家督は1749年～1791年）、6代横内高山（家督は1791年～1803年）、7代横内慎郷（家督は1803年～1849年）、8代横内景忠（家督は1849年～1855年）、9代横内扶（家督は1855年に継ぐ）は、彦根藩主井伊家に仕えた。こうした経緯から、横内家資料には、近世文書などが収められている⁽¹⁴⁾。

横内扶は1851（嘉永4）年に彦根藩に生まれ、1855（安政2）年に父を亡くし、家督を相続した。その後、1868（慶応4）年1月に新政府軍の東山道総督にしたがって東征に加わった。1871（明治4）年の廃藩置県に伴って井伊家が東京に移動することになり、横内扶は「家従役」を免じられた。1883（明治16）年に内務省御用掛として准判任官待遇で採用され、衛生局事務取扱として勤務した⁽¹⁵⁾。1885（明治18）年8月21日に、沖縄県七等属に任じられて沖縄県庁の官吏となった⁽¹⁶⁾。大阪電灯会社所属時を除くと、これ以後、1913（大正2）年7月17日に依願退職⁽¹⁷⁾するまでの約27年間、沖縄県庁や島尻役所で勤務した。この時期における沖縄県令や沖縄県知事は、県令の西村捨三（第4代、在任期間1883年12月～1886年4月）や大迫貞清（第5代、在任期間1886年4月～1886年7月）であり、制度改革により県令から県知事となり、初代県知事の大迫（在任期間1886年7月～1887年4月）から、福原実（第2代、在任期間1887年4月～1888年9月）、丸岡莞爾（第3代、在任期間1888年9月～1892年7月）、奈良原繁（第4代、1892年7月～1908年4月）、日比重明（1908年4月～1913年6月）であった。以上の県令・県知事の下で、横内扶は、主に学事関係事務や県知事の秘書業務、文書管理業務を担当した。そして、日比重明が退職して1ヶ月後に、横内扶も沖縄県庁を退職したのである。

他方、滋賀県彦根の実家には、横内扶が沖縄に移動した後も、横内扶の母松月院や妻のコウ、扶とコウの間に生まれた横内太郎が居住していた。おそらく、近世横内家文書は、沖縄に持ち込まれることはなく、彦根の実家で保管されていたのだろう。1913（大正2）年に横内扶が沖縄県庁の官吏を辞職して、滋賀県彦根の実家に戻った。推測の域を脱しきれないが、このときに、沖縄県政に関する文書もまた持ち帰ったのであろう。この沖縄県

政に関する文書は、文書管理規程に基づいて、県庁内の廃棄対象文書や、保管の必要がない文書であったと思われる。こうした行政にとっては、重要度の低い文書であるかもしれないが、後述のように、横内家資料のなかの「沖縄県政関係文書」には、歴史研究における史料的高価値が高い文書も多々ある。また、沖縄県の文書管理規程の分析によって、どのような文書が沖縄県庁で保管され、あるいはいかなる文書が廃棄されたのかという文書管理制度⁽¹⁸⁾との関連で、横内家資料の特質について考察する必要がある⁽¹⁹⁾。

横内扶は、1924（大正13）年に滋賀県彦根で逝去した。その後、横内家は、扶の次女夏子の夫である中村十作の住む家の隣に移転した。1993（平成5）年に、横内扶の孫である東京在住の横内襄氏は那覇市市民文化部歴史資料室に横内家資料を寄贈して現在に至っている。この間、横内家資料がどのような経緯で東京に移動したのかは判然としないが、横内家資料のなかに、中村十作が生成・収受・保管していた文書も含まれていることから、中村十作文書と横内家伝来の史資料、横内扶らが生成・収受・保管していた文書史料や美術工芸資料が「統合」された後に、那覇市歴史資料室に収蔵されて横内家資料となったのである。

以上が横内家資料の伝来である。こうした伝来を踏まえて、本稿では、横内家資料の構造的特質について概観したいと考える。

先述のように、近世彦根藩士横内家や、明治期沖縄県庁職員であった横内扶、その長男である横内太郎、扶の妻で愛国婦人会の会員であった横内芳子、扶の次男横内圓次、扶の娘夏子と、その夫中村十作などの文書で構成されている。なかでも、横内扶が生成・収受・保管した文書は、沖縄県政に関する文書だけでなく、書簡や日記⁽²⁰⁾、私生活を通じて生成・収受・保管された私文書、大阪電灯会社の企業文書などで構成されている。

また、横内扶は、沖縄県から1889（明治22）年3月28日に「非職」が命じられ⁽²¹⁾、1890（明治23）年10月10日に「復職」が命じられる⁽²²⁾までの、約1年半の間、大阪電灯会社に勤めたようである。大阪電灯会社に入社した際の辞令書が残存していないことから、いつ入社したのかは判らないが、翌1890（明治23）年1月27日に大阪電灯会社から「中之島発電局建築主任」⁽²³⁾となり、同年2月には「商務掛」⁽²⁴⁾に就いた。この時期の、大阪電灯会社の文書、つまり企業文書が横内家資料のなかにも収録されている⁽²⁵⁾。

横内扶は、奈良原繁県知事時代に知事官房秘書課の職員であった。これにより、奈良原繁の文書も収められているのだろう。奈良原繁は、1834（天保5）年5月23日に生まれ、1878（明治11）年3月23日に、内務省御用掛となり、勸農事務を担当することとなった。1892（明治25）年7月20日に沖縄県知事に就任した。以後、1908（明治41）年4月6日に沖縄県知事を辞職するまでの間、奈良原県政は、沖縄が「ヤマト」化されていく過程と軌を一にしている。奈良原が辞職した1908（明治41）年の4月1日に沖縄県及島嶼町村制が施行されて、基本的に日本本土と同様の制度が沖縄にも適用された。その6日後に、奈良原繁が沖縄県知事を辞職したのは極めて象徴的であろう。

こうした奈良原県政下の沖縄県の知事官房で、横内扶は、1893（明治26）年8月18日⁽²⁶⁾

から、1895（明治28）年5月18日⁽²⁷⁾まで、勤務した⁽²⁸⁾。1896（明治29）年11月19日に再び沖縄県属に任じられ⁽²⁹⁾、沖縄県内務部第三課勤務が命じられた⁽³⁰⁾。翌1897（明治30）年5月13日に知事官房兼内務部第三課勤務を命じられ⁽³¹⁾、内務部第三課員を兼務しつつ、知事官房で主任として勤務した。以後、日比重明が沖縄県知事を退職するまで、横内扶は主に知事官房などで勤務した。

横内家資料のなかにある「奈良原繁文書」には幕末の日記などが含まれている。これらの文書を生成・収受したのは奈良原繁であるが、奈良原県知事時代に知事官房で主任秘書を務めた横内扶は、「奈良原繁文書」をも保管・管理していたように思われる。あるいは、奈良原繁の事蹟を顕彰した『南島夜話』（1916〔大正5〕年刊行）を編纂する際に横内扶が著者の秦蔵吉と奈良原繁の仲介役を務めた可能性も考えられる。『南島夜話』の編纂期間と、奈良原繁や横内扶の履歴と照合する必要があるが、『南島夜話』の編纂時期はよく判らない。いずれにせよ、「奈良原繁文書」が横内家資料にあるのは事実であって、文書の保管面という観点から、「横内扶関係文書」の一部として捉えられる。さらにいえば、文書そのものが伝来した経緯と文書そのものを見ると、この「奈良原繁文書」には、沖縄県政とは無関係の文書もあるが、かかる文書を横内扶が収受・保管したのは沖縄県知事官房勤務時代であるように思われる。この仮説に基づくと、今後の検討課題でもあるが、「奈良原繁文書」は「横内扶関係文書」のなかの「沖縄県政関係文書」の一部を構成するまとまりとして捉えられるだろう。このように、奈良原繁の私文書が横内扶の個人文書化したことから、奈良原と横内との人間関係もまた、垣間見られるように思われる。

以上のように、横内家文書は、幕藩体制下における彦根藩の横内家において代々伝来してきた近世文書や美術工芸資料、近代における横内家文書、すなわち横内扶を中心として、横内太郎・横内圓次・横内夏子、夏子の夫中村十作など、血縁関係のある人物が生成・収受・保管した文書で構成されている。また「奈良原繁文書」も含まれているが、「奈良原繁文書」は横内家と血縁関係はなく、先述のように、横内扶が沖縄県知事官房秘書課の職員であった時期に「奈良原繁文書」が混在したと考えられる。

このように複雑な構造的特質をもつ横内家資料であるが、この文書群について、作成面と保管面という二つの観点から検討しよう。まず、文書の作成面に重点を置くと、横内家資料は、彦根藩主井伊家に仕えた横内家代々の近世文書、「横内扶文書」、「横内太郎文書」、「横内夏子文書」、「中村十作文書」、「奈良原繁文書」などで構成されている。他方、保管面という観点から、横内家代々の近世文書は、横内扶の母松月院などから、沖縄より彦根に帰った横内扶、その子供の圓次、孫の襄に受け継がれて保管されてきた。そして、近世以来代々横内家で受け継がれてきた資料に、近代以後に個々人で保管・管理した資料が「統合」されて保管されるようになり、また横内家や横内扶などの移動などによって、横内家資料の原秩序が崩れたといえる。このようにして、横内家文書という一つの資料群になったのである。したがって、横内家資料群を単に「横内扶関係資料」として捉えるだけでは、横内家資料の複雑な構造的特質を適確に表現したものとはいえないだろう。そこで、今後

の検討課題でもあるが、「横内家資料」の構造的特質は、近世彦根藩士の「横内家資料」、「横内扶関係文書」、「横内太郎文書」、「横内夏子文書」、「中村十作文書」などが含まれているということになろう。したがって、個々人の活動が最終的に「家」という血縁関係のなかに集約されていることも、「横内家資料」の存在自体が物語っている。ここに近代日本の「家」組織の特質の一端も垣間見られるであろう。

2. 川平家資料の構造について

川平家の元祖は、尚清王の第七子である伊江御殿の始祖伊江王子朝義（1538年～1586年）が1世である。4世の伊江按司朝久（1635～1710年）の4男伊江親方朝叙（のちに朝郷）が伊江殿内の始祖となり、7世の伊江親方朝睦を経て、8世朝安の4男川平親雲上朝救につながる。朝救（9世）は川平朝申の曾祖父にあたり、朝救の子が川平親雲上朝彬（10世）である。川平親雲上朝彬の時に、琉球王国が解体されて沖縄県が設置された。朝彬の長男が朝平であり、その子供には朝申・朝甫・朝宜・朝清などがいる⁽³²⁾。

かかる川平家で伝来してきた資料群は、2000年8月30日に、川平朝申の令息川平朝哉氏から那覇市歴史博物館に寄贈された。この資料群は、川平朝申が生前に生成・収受・保管してきた文書や、川平親雲上朝彬が生成した文書、川平朝申が描いた絵画などを含む美術資料、川平朝甫が生成した文書などで構成されている。他方、川平朝申は、生前沖縄県立図書館などに、自身の保管していた資料などを寄贈していることから、川平家伝来の資料のすべてが那覇市歴史博物館に寄贈されたわけではない。したがって、川平家に伝来した資料は、複数の機関で収蔵されており、川平家資料の総体を把握するためには、川平家資料の収蔵機関を調査する必要があるといえる。こうした所在調査は、今後の課題である。

那覇市歴史博物館所蔵の川平家資料における文書史料について、生成面と保管面という観点から、大まかな全体像について確認しておきたいと考える。

那覇市歴史博物館所蔵の「川平家資料」は、繰り返しになるが、主に川平朝申が生成した文書史料や美術資料などを中心として構成されている。川平朝申以外にも、祖父の川平親雲上朝彬が作成した文書や、弟の川平朝甫の文書などが含まれている。このように、生成面に基づくと、川平家資料は、「川平朝申資料」を中心としつつも、少数とはいえ「川平親雲上朝彬文書」や「川平朝甫文書」などで構成されている。他方、保管という観点から、川平家資料の全体像をみると、川平朝申は、自分自身が作成・収受した文書や美術資料だけでなく、川平親雲上朝彬や川平朝甫などが作成した文書に重要性を見出して、それらの文書を保管してきた。かかる保管のありように着目すると、那覇市歴史博物館所蔵の川平家資料の全体像は、「川平朝申関係資料」⁽³³⁾として捉えることができる。換言すれば、「川平家資料」＝「川平朝申関係資料」のなかに、「川平親雲上朝彬文書」や「川平朝甫文書」などが含まれることになる。このように、川平家資料の全体像について、生成面と保管面のいずれに重点を置いて把握するかによって、異なってくるであろう。これについては、今後の個人的な研究課題にしたいと考えている。

以上において、横内家資料と川平家資料の構造的特質について概観してきた。横内家資料は、基本的には横内扶が沖縄県庁職員だった時代に作成・収受してきた文書で構成されているが、その子供の横内太郎や横内圓次などの文書、また横内扶の次女夏の夫中村十作の文書なども含まれている。さらに、横内扶は、奈良原繁沖縄県知事時代の知事官房秘書課で勤務していたことから、奈良原繁文書も含まれており、これは「横内扶関係文書」のなかの「沖縄県政関係文書」の一部を構成するまとまりとして位置づけることもできるように思われる。このように、横内家資料は複雑な構造的特質をもつ資料群であることが判る。他方、川平家資料は、川平朝申自身が作成・制作した文書や美術資料、祖父川平親雲上朝彬や、川平朝甫などが作成した文書に対して、川平朝申が、何らかの価値基準によって、その文書に重要性を見出して保管してきた資料で構成されている。かかる保管という観点から、那覇市歴史博物館所蔵の川平家資料の全体像は、「川平朝申関係資料」として捉えることができる。こうした私文書・個人文書の構造的特質は、生成者や保管者の人生を反映したものだと言えよう。

第二節 公文書と私文書との関係について

前節において、那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料や川平家資料について紹介してきた。横内家資料においては、1885（明治18）年8月21日から1913（大正2）年7月17日まで沖縄県庁や島尻役所などで横内扶が勤務していた時期に、作成・収受した公文書の一部が包含されている。本稿では、これを仮に「沖縄県政関係文書」として捉えておくことにする⁽³⁴⁾。また川平家資料では、1947年から1953年にかけて川平朝申が沖縄民政府文化部芸術課長や軍政府統計長を務めたことから、この時期に作成・収受した公文書の一部が含まれている。このように、私文書・個人文書のなかに公文書の存在が確認できる。こうした事例は横内家資料や川平家資料に限ったことではなく、さまざまな私文書・個人文書といった資料群のなかに、公文書が包含されているのである。そこで、近代文書学やアーカイブズの分野では、私文書・個人文書の構造的特質を解明するために、公文書と私文書・個人文書との関係に着目する研究成果が蓄積されている。

本節では、横内家資料や川平家資料そのものについて分析する際の視座となる、公文書と私文書・個人文書との関係や、公文書が個人文書化する経緯や要因に関する先行研究を確認しよう。

小池聖一は、政策過程研究における私文書・個人文書の意義について、次のように論述している。「公文書のみでは、政策過程の基礎的な部分を理解できるものの、立案担当者の意思、そこに加えられた修正や決定過程における意思決定権者の意思は完全に理解できない。なぜならば、そこには、政策に関する者のパーソナリティ・個性からくる特徴が読みこめるとは限らないからである。また非公式機関や非公式の「場」における意思決定は、公官庁等の公文書には記載されないのみならず、その埒外にある。このため、政策過

程のなかで近代文書学を理解するためにも、私文書の存在は重要である」⁽³⁵⁾と論じる。そのうえで、小池は、私文書・個人文書を「形態にともなう情報の質・内容」に基づいて、以下の三つに類型化している。すなわち、「①日記・メモ（覚書）」と「②書簡」、「③配布文書」である。この「配布文書」について、小池は「政策参加者が持ち帰った「公文書」であり、「政策参加者の履歴と仕事に沿って派生し、また、それが当事者にとって意義を有するがゆえに私蔵され個人文書化したものであり、保存に至った経緯も含めて資料のもつ意義が明かとなるだろう。このような公文書の「個人文書」化については、その派生のあり方によっては、公文書を補完するものである。しかし、往々にして、当事者自身による注書等があるため、私文書としての意義ももつものである」⁽³⁶⁾と指摘している。そして、「配布文書」の分類と意義は、「公文書」における①「陳情・請願、来信・来电」と②「原議」、③「案」、④「写」、⑤「往電・往信、移牒・命令等伝達文書」といった類型と対応していると、小池は論じている⁽³⁷⁾。

このように、私文書・個人文書に公文書の存在が確認できるが、本来政策過程のなかで派生した公文書である「配布文書」が個人文書化して、私蔵されたというのである。また、小池は、松本忠雄⁽³⁸⁾と重光葵⁽³⁹⁾の個人文書を事例として、公文書が個人文書化した要因について、「外交史研究や、回顧録執筆といった個人的な理由や、自らが起こった外交政策の合理性を主張するために、日記・手記が作成され、さらに、筆写等をおこなうことによって、外務省文書の個人文書化が促進される面もあった」⁽⁴⁰⁾とも論述している。このように、「配布文書」や公文書の写が個人文書化した結果、私文書のなかに公文書が包含されるようになった。こうした小池の見解は、横内家資料や川平家資料のなかに公文書が含まれており、それが個人文書化する経緯を理解するうえでも重要な指摘である。

公文書が私文書として保管される経緯について、加藤聖文は次のように論述している。「日本の近現代文書の特徴は、公私の境界があいまいなところである。すなわちある官僚がある役職に就いていた時期に生成した文書は、本来は公的な性格を持つものであるにもかかわらず、決裁文書などを除けばほとんど個人の手許に残され、本人がその役職を離れる際に後任者に引き継がれるのではなく、私物として本人と共に移動することになる。このようにして本来は公文書であるべきものが私文書として保管され、本人の死後私文書として発見されるケースが極めて多いのである。そして、こうした私文書は、本来の純粋な私文書である日記や書簡と本来は公文書であったものとで構成され、このなかに歴史研究者が重要と見なしている文書が多く含まれている」⁽⁴¹⁾と指摘している。このように、原議文書以外の「公文書」は、後任に引き継がれずに、本人とともに移動し、そして日記や書簡とともに私文書として保管されている事例が多いというのである。

さらに、加藤聖文は、私文書のなかの公文書の性格について、次のように指摘する⁽⁴²⁾。

「私文書」とされているものの中身は本来の「公文書」で占められていることは、政治家や官僚・職業軍人の私文書において多く散見される。そして、こうした「公文書」は官庁にとっては決裁書などに比べると組織および文書管理上重要度の低いものであ

って、部局内にとどめられるか保存年限が短いものであるために、編綴された簿冊には無いものが多い。しかし、行政行為の背景を含めた実際の政策決定過程を知るためには、編綴された公文書よりも重要な内容を含んでいることが多いのである。日本においてはこのように私文書には大量の公文書が混在しているといった特徴をよく理解しておく必要があり、こうした前提に立てば公文書と私文書は単純には切り離して捉えるものではなく、相互に関連し合う性格を持っていることを認識すべきであろう。

すなわち、私文書に含まれる公文書は、「官庁にとっては決裁書に比べると、組織および文書管理上重要度の低い」ものであるものの、「行政行為の背景を含めた実際の政策決定過程を知るためには、編綴された公文書よりも重要な内容を含んでいることが多い」として、公文書と私文書の相互関連性について論述している。この加藤の指摘は、後述のように、横内家資料や川平家資料に含まれている公文書が横内扶や川平朝申の個人文書化する経緯を理解するうえでも、頗る重要な指摘であるといえよう。

以上において、主に政治家・官僚・外交官・軍人などの私文書・個人文書のなかに、本来的な公文書が含まれることになった経緯に関する、小池聖一や加藤聖文の見解を紹介してきた。この指摘は、繰り返しになるが、横内家資料における沖縄県政関係文書や、川平家資料における沖縄民政府文化部芸術課関係文書などが、どのような経緯で個人文書化したのかということを理解するうえでも、重要な視座となろう。

次に地域社会を拠点として活動を展開した「地方名望家」の私文書の性格について、丑木幸男の見解を確認しよう⁽⁴³⁾。

丑木は、主に星野家文書を事例として、①私文書の構造、②私文書と公文書との関係、③私文書の保存について検討している。なかでも、星野家文書を中心としているが、その構造について次のように指摘している。「星野家文書は群馬県勢多郡黒保根村大字水沼の星野家所蔵の近世から近代までの1万点を超える文書群である。次のとおり公職関係史料、家政関係史料、企業関係史料の三つのサブフォンドを持つ内部構造を持つ」⁽⁴⁴⁾と指摘している。つまり、星野家文書の内部構造は、星野家文書—公職関係史料・家政関係史料・企業関係史料というフォンド—サブフォンドといった階層的秩序で構成されているという。こうした星野家文書の内部構造は、那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料や川平家資料の内部構造にも類似している。そのため、横内家資料や川平家資料についてアーカイブズの視座で分析する際に参照すべき指摘でもある。

そして、丑木は公文書と私文書の関係について、「内務省文書保存規則」や府県での文書保存年限について分析したうえで、次のように論じている。すなわち、「公文書は政策決定・施行文書が重視され保存されることが多いが、実際の意思決定過程を示す史料は公文書には残らない、というより記録化されていないことの方が多い。意思決定に関わった人物の私文書に含まれる日記・メモ・書簡、後世の談話・口述資料等に記録化されている場合があり、私文書と公文書との有機的関連を示唆している」⁽⁴⁵⁾と論じている。このように、丑木もまた、公文書と私文書との関連性を重視し、政策過程研究における私文書の

重要性について指摘している。

そのうえで、丑木は、群馬県渋川町の狩野定次郎の私文書や星野家文書⁽⁴⁶⁾を事例として、公文書と私文書との関係について論述している。

丑木は、群馬県渋川町の狩野定次郎の私文書を対象として、「組織外での発案が実質的な意思決定になり、組織内の稟議により追認、正統化された」農業学校移転運動を事例として、「公文書を補完する私文書」の性格について、次のように論じている⁽⁴⁷⁾。

公文書が伝える情報と私文書が伝える情報は異質であり、公文書に組織内での稟議と政策決定の過程の記録が残り、私文書に稟議以前および組織外の情報と保存された。そのほか担当者の調査資料やメモ等が作成され公文書に含まれるが、選別されて廃棄されるか、担当者の私文書として保存された。近代史研究は公文書とそれを補完する私文書の発掘、分析に多くの労力を費やしてきたのである。

この事例では、「稟議以前および組織外の情報」、つまり「実質的な意思決定であった、組織外での発案」に関する情報が私文書に残され、また組織においては、それを「追認、正統化」した「稟議と政策決定の過程」が公文書に記録として残されたと指摘し、また、それ以外の文書は、廃棄されるか、そのまま担当者の私文書として保管されることになるという。つまり、公文書を補完することになる私文書の重要性について論じている。

最後に公文書と私文書との関係について丑木幸男は、狩野定次郎の私文書や星野家文書を事例とした私文書の特質について、次のようにまとめている⁽⁴⁸⁾。

公文書の描く世界は行政機構内部の政策策定過程が中心であり、決定した結果は通知されるが稟議過程の情報は民間には伝わらない。しかし、発議以前の情報は公文書には含まれず、また否定された政策に関する記録は評価選別されて廃棄されるか、私文書に保存された。

したがって、公文書だけで近代現代社会の全貌を明らかにするのは困難である。公文書が明らかにする行政機関の果たす役割が大きくなっているが、民間活動についての情報は私文書に豊富にあり、行政が必要とするその一部の情報が公文書に含まれるのである。(中略—引用者註)近代現代史料の基幹を公文書に限定しかねない評価は、私文書の描く豊かな民間における活動を捨象し、わが国の近代社会像を矮小化する危険性を潜ませているように思う。近代現代の公文書と私文書とを有機的に把握することにより、近代現代社会は理解できるのである。そのためにも社会的集合記憶として公私にわたって蓄積されたアーカイブズを、保存し後世に伝えることが必要なのである。

すなわち、政策過程の結果は民間に知られることはあっても、結果に至る意思決定の過程は民間に伝わらない。私文書には、「政策過程」以前の情報や組織外の情報と保存され、また民間活動に関する情報も私文書には数多くあるが、公文書に含まれているのは「行政が必要とする一部の情報」にすぎないと指摘したうえで、「近代現代の公文書と私文書とを有機的に把握することにより、近代現代社会は理解できる」と丑木は論じている。また、

これらの私文書に「社会的集合記憶」としての意義を見出している。

以上において、小池聖一と加藤聖文、丑木幸男の見解を確認してきた。三者は、実際の政策過程・稟議過程を示す公文書との対比のなかで、近現代史研究における私文書・個人文書の史料価値について論じており、また公文書が個人文書化するのは、個人の履歴と大きな関係があるという見解も確認してきた。換言すれば、私文書・個人文書の史料的特質を理解するための大前提として、私文書・個人文書にかかわる当事者の経歴や人間関係、その時代背景などを把握しておく必要がある。こうした学問的課題に基づく視座から、那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料と川平家資料の構造的特質を明確にしつつ、これらの資料で収録されている一点一点の文書を精査・分析する必要があると、筆者は考えている。その際に、「出所原則」や「原秩序尊重の原則」を踏まえることは改めていうまでもない。

第三節 「文書行政」・「政策過程」における公文書と私文書

本節では、中野目徹の提唱する「文書行政」の枠組み、そして「政策過程」における公文書と私文書に関する小池の見解などを紹介したうえで、「文書行政」との関連や、「政策過程」の観点などから、公文書との対比で私文書の特性を分析する際の視座を提示する。

中野目徹は、近代史料学の構築に向けた方法論として、「文書行政」という枠組みを提示している⁽⁴⁹⁾。この「文書行政」は、「文書の発生から決裁（組織の意思決定）に至る文書処理、決裁の終了した文書の内容が効力を発揮する文書施行、決裁の終了した文書の原議が保存又は廃棄される文書保存という三過程すべてを含み込む」⁽⁵⁰⁾ものであるとしている。こうした「文書行政」の枠組み＝「近代史料学の方法」について、中野目は『近代史料学の射程』で、「明治政府成立後の文書行政」は、「原議を中心とするⅠ～Ⅲの三つの過程（Ⅰ文書処理、Ⅱ文書施行、Ⅲ文書保存）から構成されている」としたうえで、「文書保存」⁽⁵¹⁾から「文書施行」⁽⁵²⁾、「文書処理」⁽⁵³⁾の順序で、具体的に説明している⁽⁵⁴⁾。

中野目のいう「文書行政」について、筆者の誤解を恐れずに要約しよう。まず「文書行政」という枠組みは、「文書処理」から「文書施行」を経て「文書保存」に至る一連の過程が密接不可分の関係にあり、これらを含めて「文書行政」の実態を明らかにすることである。そして、「文書処理」では、原議文書の分析によって「原議からうかがえる稟議制の実態に即して組織の意思決定プロセス」が解明されるのであり、「文書施行」において、原議文書は実際に「施行された文書の決裁原本」であるという。つまり、この原議文書から、文書施行の有無が確認できるということになろう。そして「文書保存」は、ある案件の文書が他の文書とともに一冊の簿冊にまとめられ、それが文書管理規程などに基づいて、ある文書群のなかの一冊として保存されて現在まで伝来してきた範囲を対象としている。

以上において、中野目の提唱してきた「近代史料学の方法」、すなわち「文書行政」という枠組みについて概観してきた。この枠組みは、太政官制や内閣制の下での「文書行政」を対象としたものであるが、これは地方自治体を対象とした場合においても、応用可能な

枠組みであると筆者は考える。

これに加えて、筆者は「文書行政」における「文書保存」の視座のなかで文書管理規程の分析を通じて、どのような文書が廃棄されたのかということも考察する必要があると考える。廃棄文書は当然のことながら閲覧できないものの、先述のように、私文書・個人文書に残されることもある。例えば、那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料には、明治期沖縄県庁における原議文書が含まれている。こうした原議文書は、文書管理規程によって一定の年限が過ぎたために、廃棄対象文書となったのか、あるいは編綴されなかった文書なのかは、一点一点の文書を文書管理規程との関連で考察する必要があるだろう。というのも、当時沖縄県庁で勤務していた横内扶は、何らかの理由で、この原議文書を個人文書化したからであり、その経緯や伝来を明らかにするためにも重要な視座になりうると考えているからである⁽⁵⁵⁾。この事例から、廃棄文書を分析の対象とすることによって、原議文書 راめる私文書や個人文書の性格もまた、明らかになるであろう。したがって、保存された公文書のみを対象とするのではなく、私文書のなかにある公文書にも着目する必要もあるだろう。これについては次節で具体的に検討する。

先述した、中野目の「文書行政」を中心とした「近代史料学の方法」に対して、小池は、中野目が注目する「原議を中心とする意思決定プロセスの解明が課題であるとの認識でも一致している」としつつも、「近代日本の意思決定プロセスは、公的機関のみで決定されるわけではなく、往々にして最も重要な意思決定の「場」は、私的な関係および私的な「場」でおこなわれる。このため、公文書だけでは、全ての政治過程は理解できない。むしろ、近代日本の政治過程の解明には、私文書の重要性が勝っている場合が多い。このため、筆者は、公文書と私文書とを分けつつも、近代文書学においては、両者を政策過程分析において同一レベルで構想する必要があると考えている」⁽⁵⁶⁾と指摘している⁽⁵⁷⁾。

そのうえで、小池は、「政策過程」の範囲と近代文書の関係について、「政策立案過程」⁽⁵⁸⁾・「政策決定過程」⁽⁵⁹⁾・「政策遂行・執行過程」⁽⁶⁰⁾といった一連の「政策過程のなかで近代文書がどのように派生するかについて、国家意思決定の政策過程を一例」として、次のように類型化している。まず「政策立案過程」における史料について、小池は「第一に、成案となった政策（原議）の過程は、原議そのものへの加筆・訂正・削除等から立案過程が理解できる。第二に、しかし、政策立案にあたっての異論や対案の存在は、「写」や、関係局課および関係他官庁の公文書に依拠せざるをえない。第三に、政策立案にあたっての起案意図・認識、および口頭でなされた関係局課および関係他官庁等との合意形成過程については、当事者の日記およびメモ等に依存する（「日記」「手記」「メモ」「手帳」等の形態を持つ）」⁽⁶¹⁾と指摘している。このように、原議文書だけでなく、「写」や関係する機関・局課の公文書⁽⁶²⁾、当事者の私文書⁽⁶³⁾をも分析対象とする必要性が指摘されている。

また「政策決定過程」で作成された文書について、小池は次のように指摘している⁽⁶⁴⁾。

中心となるのは、やはり閣議請議から閣議決定（閣議諒解）に至る公文書である。両

者の偏差により、閣議における問題点が理解されるが、具体的な対立とその収束に至る過程は理解できない。しかし、議事録がないとされる閣議（内閣書記官長によるメモはある）において、国家意思決定過程である閣議内容を知るには、参加閣僚等の日記、あるいは内容を記した書簡等に頼ることとなる。また、戦前の場合は、閣議決定だけで国家的意思決定となったわけではなく、条約等については枢密院での議事を経なければならなかった。この枢密院での議事については、議事録が存在し、議事内容を理解できる。また、日中戦争後に設置された御前会議、大本営政府連絡会議、最高戦争指導会議等については、参謀本部第二〇班作成の議事録等が存在している。しかし、閣議請議から閣議に至る過程で元老等との合意形成、関係閣僚間での最終的合意等についても、日記、書簡等の私文書情報に頼らざるをえない。また、枢密院での議事についても、舞台裏の駆引き等については、参加者の日記等に依存しなければならないのである。そして、最終的に、天皇に上奏し、裁可を受けることとなるが、これについても、過程を知るためには、多くを日記等の私文書に頼らざるをえない。

長々と引用したが、小池は、「政策決定過程」の解明に関して、公文書だけでは限界があることから、私文書をも視野に入れて明らかにする必要があると論じている。つまり、「政策決定過程」の「場」は閣議だけでなく、それ以外の機関や当事者、参加者の文書を分析の対象としなければならないことを指摘している。

「政策実施・執行過程」に関する文書について、小池は「中央官庁から地方公共団体等への移牒も含めており、文書としては「写」であり閑却されがちであるが、地方公共団体における新たな政策を要請するものとして位置づける必要がある」と指摘したうえで、「政策決定文書が浄書され、浄書されたものが主管官庁より出先機関および地方公共団体に移牒・伝達される。この過程で、政策決定文書に付属して主管官庁で作成された施行細則も作成されて伝達されることがある。これを実際に実施・執行するのであるが、施行細則を出先機関で新たに作成する場合もある。しかし外交政策の場合、「読み替え」「サボタージュ」等については、公文書では判明しない。この点も私文書である日記等に依拠する」と論じる⁽⁶⁵⁾。

以上において「文書行政」や「政策過程」の枠組みと近代文書との関係性に関する先行研究を確認してきた。議論を単純化すれば、中野目が提唱する「文書行政」は、「文書処理」・「文書施行」・「文書保存」という一連の過程が密接不可分の関係にあって、3つの要素を包括したものであり、原議文書そのものや、文書保存管理規程などに基づいて編綴された簿冊や、それを含む文書群のなかで原議文書の保存のありようなどを一体的に分析することが課題として設定されているといえよう。他方、「政策過程」は、「政策立案過程」・「政策決定過程」・「政策実施・遂行過程」といった3つの要素で構成されており、小池は、こうした政策過程論に基づく近代文書の分類・整理の体系化を試みた。さらには、原議文書を中心としつつも、他の公文書や私文書などの精査・分析によって「政策過程」の実態を明らかにすることを提起している。こうした中野目や小池が提示した視座を筆者は積極的に

活用していきたいと考えている。

さて、「文書行政」や「政策過程」という観点から、植民地統治機関や地方自治体における意思決定過程について確認しておきたいと考える。その際に、「文書行政」における「文書施行」や、「政策実施・執行過程」、そして「政策立案過程」に含まれる新たな「政策要請」との関係性に注目することにする。

まず、台湾総督府⁽⁶⁶⁾と中央政府との関係について、確認しておこう。台湾統治に関する政策過程において、「政策立案過程」の端緒となる「政策要請」には、①台湾総督府の官吏の視察や、上位機関からの命令によって下位機関が調査した結果を報告する場合(復命書や報告文書など)、②県や地方庁の内部で策定されたことを台湾総督府に上申する場合(上申文書)、③民間の人々が鉱山採掘権などを申請する場合(申請文書)などがある。こうした①復命書・報告文書、②上申文書、③申請文書を受けて、文書が起案される。また、政策立案の端緒を示す起案文書は、台湾総督府内部で稟議・決定を経て施行される場合と、本国政府への政策要請となって、監督大臣宛に送付される場合がある。この二つの場合は、最終的な決定権が台湾総督なのか、あるいは本国政府なのかという境界線を意味しており、こうした「文書処理」の実態は、台湾総督に与えられた権限範囲の実態を把握するうえで重要な基準となる⁽⁶⁷⁾。また台湾総督府などに与えられた権限範囲も、官制改正によって変化することがあるため、「文書処理」の過程で見られる稟議の実態も時期によって異なってくるのである⁽⁶⁸⁾。このことは、複数の公的機関についても、適用可能な議論であり、原議文書を分析することの意義でもある。

そして、台湾総督府内部での決定を経て施行される場合には、台湾総督府が基本的に県や地方庁に対して文書を送達して政策を遂行する。その際に、府令などのように台湾総督府報に掲載しなければならない案件は府報に掲載され、府報掲載日が原議文書に付される。これは「文書行政」のうちの「文書施行」に該当する。他方、例えば律令案や高等官の人事案件などのように、最終的な決定権が本国に属する案件について、台湾総督が監督大臣に宛てた文書は、本国政府への政策要請となって、台湾総督府から監督省庁に発送される。こうして送付された文書は監督官庁における稟議過程を経て、そのまま台湾総督府に通達される場合もあれば、案件によっては閣議での決定・諒解が必要とされる場合もある。後者の場合、監督大臣が閣議請議書を提出して内閣書記官や内閣法制局を経て閣議で決定・諒解された後に、文書が送達されて、政策が執行される。また、枢密院の審議を経る案件もあるが、天皇への上奏・裁可を経て文書が施行されて政策が遂行される場合もある。こうした本国での「政策立案過程」と「政策決定過程」によって生成された文書は台湾総督府に送達され、それを受けた台湾総督府は県や地方庁に対して文書を送達し、あるいは府報掲載が必要な案件についてはそれを府報に掲載して政策を実施する。以上のような「政策過程」・稟議過程から文書が派生することになる。したがって、一つの案件に関する複数の文書が「政策過程」や「文書行政」における、いずれの段階で生成・収受された文書なのかということを検討する必要がある。以上は台湾総督府における「文書行政」を事例

としたが、南洋庁などの「文書行政」に関する実態分析が必要であるものの、基本的には南洋群島統治に関する「政策過程」にも応用可能なことであると筆者は考える⁽⁶⁹⁾。

こうして行政行為を終えた原議文書は、文書管理規程にしたがって「台湾総督府公文類纂」に編綴され、永久保存はそのまま保管されるが、有期保存年限のある文書は、保存年限が過ぎると、基本的に廃棄されたのである⁽⁷⁰⁾。

以上のように、台湾総督府を軸として「政策過程」と「文書行政」の分析枠組みは完全に一致していないものの、中野目や小池がともに指摘するように、原議文書に基づいて稟議過程の実態を明確にすることの重要性は判るだろう。次に、「政策過程」との関連で「政策立案過程」の範囲について確認することにする。

かつて筆者は、1901（明治31）年に台湾総督府事務嘱託青木喬が台湾総督児玉源太郎に提出した復命書を事例⁽⁷¹⁾として次のように論じたことがある。青木の復命書は各課に回覧され、青木の政策提言が直ちに具体的な起案文書に反映されたわけではないが、復命書の回覧によって青木の政策提言を受けて政策立案を行った担当官がいる可能性も否定できないと論じたことがある。また、地方庁での「政策立案過程」・「政策決定過程」を経て台湾総督府に「政策要請」がなされるが、この政策要請を受けた台湾総督府が原議文書を作成した時点で「政策立案過程」の起点となる。このように、「政策要請」は、下位機関における政策決定過程の終結点であるとともに、上位機関においては「政策立案過程」の起点にあたると論じた。つまり、「政策要請」をどのようにして捉えるかということになる。なお、「文書行政」という観点からすれば、下部機関の文書発送と上位機関における原議文書の起案が対応している。

また、かつて筆者は、1950年代における那覇の都市形成と水害対策を事例として、次のように指摘したことがある⁽⁷²⁾。「政策過程」のなかで災害対策を射程に入れると、災害の発生によって復興・災害対策に関する「政策要請」がなされ、その要請を受けて政策が立案・決定され、実際の復興・災害対策にかかわる政策が実施・執行される。そして、再び災害が起ると、同様の「政策要請」・「政策立案過程」・「政策決定過程」・「政策実施・執行過程」といった一連の政策過程が生じることになる⁽⁷³⁾。このように、災害対策を射程に入れると、一連の「政策過程」が連鎖的かつ螺旋的につながると論じた。

そして、「政策要請」と「政策実施・執行過程」に注目する必要性について、筆者は、次のように論じたことがある。すなわち、「政策要請」の一形態として捉えられる陳情は、地域社会の実情に基づいた地域住民の要望であり、行政官は、地域住民の要望などを検討したうえで政策を立案する。あるいはまた、地方自治体の首長や議員の選挙公約は政党の論理に基づくこともあろうが、当選するには地域住民の要望を埒外に置くことはできない。そのため、地域住民からの「政策要請」を首長が受け入れたり、あるいは議会などで議会議員の「政策要請」が認められたりした結果、この「政策要請」に基づいた政策を担当官が立案する場合もある。さらには、行政内部において主体的に政策が立案される場合もある。そして「政策立案過程」・「政策決定過程」を経た「政策実施・執行過程」によって、

地域社会は多少なりとも変容していく。このように、「政策要請」と「政策実施・執行過程」は政治史と社会史という二つの領域にもかかわっている。したがって、「政策要請」と「政策実施・執行過程」に着目すると、「政策過程」を中心とした政治行政史と地域社会の変容などを対象とした社会史は、密接不可分の関係にあることが明確になる。そのうえで「政策要請」・「政策実施・執行過程」において、社会や生活の変化を把握するためには、公的機関の視察復命書や調査報告書にとどまらず、私文書や、社会史的な観点から収集したオーラル・ヒストリーないしはライフ・ヒストリーなどが重要な史料になることは改めていうまでもない⁽⁷⁴⁾。

以上において、主に「政策要請」に着目する重要性について筆者の見解を述べた。つまり「政策要請」という要素は、政治行政史と社会史とを結びつけることが可能となる。そこで、「政策要請」を「政策過程」のなかの一つの要素として析出すると、「政策過程」は、「政策要請」・「政策立案過程」・「政策決定過程」・「政策遂行・実施過程」という4つの要素で構成されることになる。これらの要素を一連の過程として、筆者も捉えることにする。こうした「政策要請」に関わる文書について、次節で横内家資料のなかの報告文書を事例として紹介しよう。

最後に、「政策過程」における利害調整について確認しておこう。「政策過程」にかかわるアクター内部ないしはアクター間に、政治家・行政官などの離合集散や、政策をめぐる意思統一（調整・統合）がなされる。また政策調整や人事問題のなかで派閥や政党などの政治集団の論理が表面化する。したがって、「政策過程」を検討するには、政策機関と政治集団の動静にも着目する必要がある。こうした「政策過程」の実態を分析するには、小池が指摘するように、公文書の原議文書というよりはむしろ、書簡や日記などの私文書・個人文書を対象とした方が明確になるのである。

本章において、那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料と川平家資料の構造的特質について紹介した。そのうえで、公文書と私文書との関係性、「文書行政」や「政策過程」といった枠組みは、こうした資料群全体の特質や一点一点の文書を分析する際に有効な視座になると筆者は考えている。また「文書行政」における「文書保存」のなかで文書管理規定における廃棄文書の範囲について検討したうえで、原議文書が私文書・個人文書に含まれる経緯の一端が明らかになると指摘した。さらに、政治行政史と社会史とを融合する視座として、「政策要請」と「政策実施・執行過程」に着目することの必要性について論述してきた。こうした視座は、近代私文書・個人文書の構造的特質を分析するうえでも、一点一点の文書を分析するうえでも、歴史像を構築するうえでも、重要な視座であると筆者は考えている。

第二章 横内家資料に関する文書史料学的考察

本章では、先に紹介した先行研究に基づく分析の視座や文書学⁽⁷⁵⁾の形態論⁽⁷⁶⁾や様式論⁽⁷⁷⁾、機能論⁽⁷⁸⁾という観点から、横内家資料における「横内扶関係資料」のなかの「沖縄県政関係文書」について分析することにする。なお、川平家資料のなかの文書については稿を改めて論述したいと考える。

第一節 文書の形態論でみる横内家資料

横内家資料における「横内扶関係文書」には、先述のように「沖縄県政関係文書」が内包されている。この「沖縄県政関係文書」における形態、すなわち文書で使われた紙質や、文書の綴られ方などという形態論の観点から、「沖縄県政関係文書」を概観しよう。用紙に関して言えば、洋紙が使われることもあるが、基本的に和紙であり、特に美濃紙が多く用いられたことは沖縄県に限らず、日本本土においても、日本統治下の台湾においても同様である。

次に、「横内扶関係文書」のなかの「沖縄県政関係文書」の綴られ方に着目しよう。「沖縄県政関係文書」には、A一紙状の文書、Bこよりで複数の文書を綴ったもの、C紙に包んで複数の文書をまとめたものがある。これらの形態のものを、文書の機能論や様式論という観点を射程に入れて分類すると、(1)一紙状の文書は、「横内扶関係文書」のなかの「沖縄県政関係文書」が大半を占めている。また(2)雑類のものと、(3)一件態のものがある。一件態のものに該当するものとしては、たとえば、内務省と沖縄県との往復文書を簡便に綴った「県立高等女学校新営工事請負契約遅延の件」などである。このように、(1)～(3)といった形態の綴られ方がある。以下では、複雑な構造をもつ(2)雑類のものに着目する。

横内扶は同時期に複数の業務を担当しており、横内扶が担当した複数の案件をこよりで簡便に綴っている。機能論という観点から、この雑類のものに綴られている、すべての文書の内容に着目すると、一件態は別として、簿冊内にある文書と文書との間に相関関係は見いだせない。しかし、文書に付された日付の近い案件が綴られていることから、ある時期に横内扶が担当した案件の文書で構成されていることが判る。あるいはまた、横内扶がこれまで担当した業務で生成された、時代の異なる複数の文書を、後日になって編綴したものもある。さらには、後日整理・編綴しようとしてそのままになったのだろうか、紙で包まれた複数の文書もある。これらの綴られ方の相違は文書に付された日付や野紙からある程度推定することができる。このように、複数の文書が編綴された雑類のものは、その機能論からすれば、①同時期に作成された複数の文書を編綴した雑類のもの、②別の時期に担当した際に作成した複数の文書を後日一括した雑類のものであり、この二つの雑類の

ものは、機能論などからすれば、本質的には異なる性格のものでもある。また、この雑類のものに対して、執務上の便宜から、横内扶が目次を付している場合もあるが、基本的には目次が付されていないものの方が多数存在している。

以上で検討したように、「横内扶関係文書」のなかの「沖縄県政関係文書」には、さまざまな形態・様式の文書が含まれている。こうした文書及び資料群については、「出所原則」や「原秩序尊重の原則」という大前提を踏まえて、原秩序を維持して保管すること、台帳や目録を作成する際に、その現状を記録するとともに、文書のもつ階層秩序を明記する必要があることは改めて言うまでもないことであろう。

第二節 文書の様式論でみる横内家資料

次に様式論であるが、機能論を視野に入れながら、罫紙の柱に焦点をあてて、「沖縄県政関係文書」を構成する、一つの文書を紹介しよう。

罫紙の柱には、主に「沖縄県」などの記載がある。この柱に着目する理由は以下の通りである。第一に、横内扶が勤務していた場所や時期に、収受した文書を分析する場合に、柱に着目することの意義は大きい。たとえば、間切番所・学校内での決裁を経た上申文書や報告文書が島尻役所に送達される。案件によっては、さらに島尻役所内での稟議・決定を経た後に沖縄県庁に送達される。このように、間切番所（のちの市〔区〕町村）・学校→郡役所→県庁へと連なる一連の「政策過程」・「文書行政」のなかで文書が派生するが、その文書で使用された罫紙の柱に着目する必要がある。また、間切番所の文書が郡の役所に送達されたり、あるいは各郡役所の文書が沖縄県庁に送達されたりする。その際には、収受した機関での稟議過程を経て上位機関に送達される。この組織内での決定後には、基本的に文書は浄書されて発送される。その一方で、文書が発送された日付が、原議文書に付されたうえで、組織内において朱筆などで訂正された原議文書などはそのまま保管されることになる。このように、浄書された文書なのか、それとも朱筆などによる加除訂正がなされた文書なのかということによって、「文書行政」や「政策過程」において文書を位置づける必要がある。そして、実際に発送された文書には、その本文に書かれた日付だけでなく、基本的には文書発送日や文書番号が本文の冒頭に付される。

こうした文書発送日や文書番号に付された機関を示す文言と、横内扶の履歴を照合すると、その文書を横内がどの段階で収受したのかということが推定できる。反面、横内の履歴と、その文書が作成された時期が対応しない場合には、横内扶が執務上、前例を確認するために、以前の文書を参照したり、あるいは前任者から引き継がれたりした可能性が高いと考えられる。その後、かかる文書が横内扶の個人文書化した可能性もある。このように、罫紙の柱といった文書の様式と横内の履歴とを対比することによって、作成時期や授受者が明らかになることもある。さらに言えば、後述するように、「文書行政」や「政策過程」のどの段階に該当する文書なのかということも概ね理解できる。そのうえで、ある

文書が横内扶の個人文書化した経緯もまた、推察できるのである。しかし、文書の様式だけで、文書の作成者や作成時期などを判断することはできず、必ず文書の内容などとの関連も視野に入れなければならないのである。

第二に、国からの文書が各府県に送達される場合、罫紙や蒟蒻版などが用いられる。また各府県から沖縄県に文書が送達される場合には概ね罫紙が用いられる。国や他府県から送達された文書が罫紙である場合、先述したことと同様に、柱に着目すると、どの省庁あるいは府県から沖縄県に送達された文書であるのかということが概ね判る。また、国や他府県、関係機関から収受した文書を沖縄県庁において、執務上などの理由で筆写した「写」や、国や他府県、関係機関などに発送した文書が沖縄県で筆写された「控」と呼ばれる文書もあり、この「写」や「控」は基本的には「沖縄県」と柱に記された罫紙などで作成される。沖縄県が発送した文書そのものが関係省庁での稟議過程を経て、沖縄県に送達される場合もあった。たとえば、師範学校に皇后宮の写真の下賜を願い出るために沖縄県が発送した文書は、宮内省の「文書処理」「文書施行」の一端を示す朱筆による後筆がなされて、そのまま沖縄県に送達された。すなわち「横内家文書教育関係資料」のなかにある⑥—1文書「御写真拝受ノ義ニ付上申」である。

第五百廿九号〔原文註1〕

御写真拝受之義ニ付上申

過般本県尋常師範学校へ特別之御詮議ヲ以テ

御写真御下賜相成リ優渥ノ至恩感佩ノ至ニ奉存候尔来県治上ニ於テ間接補益不尠候附テハ此上併テ

皇后宮ノ御写真ヲモ御下賜相成候ハ、尚一層ノ感信ヲ増シ奉ルヘキ旨右学校長ヨリ申出ノ次第モ有之候ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ御下賜相成候様致度此段上申候也

明治二十年十二月八日

沖縄県知事 福原実〔沖縄県知事福原実〕〔原文註2〕

宮内大臣子爵土方久元殿

〔欄外1〕

宮内省 第一八七二号〔原文註3〕

上申之趣聞届候事〔原文註4〕

明治二十年十二月廿一日〔宮内大臣之印〕〔原文註5〕

(沖縄県用13行×2朱罫紙1枚に墨筆・朱筆、27.3×39.8cm)

〔原文註1〕「第五百廿九号」は朱筆による。

〔原文註2〕「沖縄県知事福原実」は角朱印である。

〔原文註3〕「宮内省 第一八七二号」は朱印であり、「一八七二」との文書番号は朱筆による。

〔原文註4〕「上申之趣聞届候事」は朱筆による。

〔原文註5〕「明治二十年十二月廿一日」は朱筆であり、〔宮内大臣之印〕は朱角印である。

〔欄外1〕欄外には、「内閣」との割印がある。これは宮内省内事課が文書発送の際に付した契印である。

本文書の罫紙の柱には「沖縄県」と印字されており、また沖縄県知事福原実が宮内大臣土方久元に宛てたことは、本文書の文言からも確認できる。この文書に、沖縄県知事福原実の公印もあることから、沖縄県庁内での稟議過程を経た後におそらく浄書した文書であろうが、この文書に公印が捺された後に、この文書が宮内省に発送されたことが判る。というのも、基本的に、原議文書には、標題のなかに「上申案」や「伺案」などのように「案」との文言が付される事例が多いからであるが、史料的制約から、浄書された文書であると断言することもできない。また、この文書から、宮内大臣の公印や契印が捺され、宮内省内事課の文書番号が付されていること、さらに沖縄県が記した文言は基本的に墨筆されているのに対して宮内省で示した文言や年月日、文書番号はすべて朱筆によることが判る。こうした史料情報から、この文書を受けた宮内省内事課は宮内省内の稟議・決定を経た後に、沖縄県からの送達文書をそのまま利用して、沖縄県庁に送付したことが判る。この文書は、「文書行政」の枠組みからすれば、沖縄県における「文書施行」を示すとともに、宮内省における「文書処理」と「文書施行」の一端が垣間見られる、複合的な文書であるといえよう。

ここで疑問が残るのは、宮内省での稟議過程を経たにもかかわらず、沖縄県知事福原実から宮内大臣土方久元に宛てた文書が宮内省で保管されなかったのかということである。すなわち、沖縄県の政策要請文書は宮内省内事課において原議文書に添付された。そして、宮内大臣の公印が捺されていることから、同課の職員が起案して決裁を経たのであろう。したがって、基本的には政策要請文書は原議文書の一部を構成することになる。しかし、沖縄県の文書は、原議文書には綴られずに、その文書自体に「上申之趣聞届候事」との朱筆による文言などが付されて、沖縄県庁に送達されたことになる。この沖縄県からの「御写真拝受之義ニ付上申」という文書は、宮内省の「文書処理」において、その写が作成されて原議文書に綴られているのか、あるいは「写」さえも綴られていないのかは判然としない。このような場合、宮内省内において、どのような「文書処理」が行われたのかということを視野に入れて検討する必要があるだろう。つまり、宮内省文書における、この原議文書と比較検討する必要がある。ただし、文書管理規程に基づいて廃棄された可能性もあるだろう。こうした様式論と機能論との関係で、一つの文書に対して多角的に検討することや、一つの案件に対する複数の機関での「文書行政」の実態を解明することの重要性が判るだろう。

次に、起案用紙の様式を簡単に触れておこう。起案・決裁文書の場合、横内扶が文書を起案して、組織内において上位者の決裁を経ていくわけだが、この文書には通常起案用紙

が使用される。あるいは、起案用紙を用いなかった場合には、通常使用する沖縄県用10行×2朱罫紙などを用いて、文書の冒頭に決裁欄を墨筆で記して決裁を経る場合などがある。この二つの事例については、推測の域を脱しきれないが、行政上において重要度の高い案件である場合に起案用紙が用いられるが、沖縄県用10行×2朱罫紙などが用いられている場合には、担当者などが簡易的な決裁で済む案件として捉えて起案している可能性がある。これについては今後の課題であるが、起案文書の様式に着目する必要があるだろう。

以上のように、文書内容や機能論との関連で文書の様式をみると、文書に使用された様式や、使用された罫紙の柱などは重要な史料情報の一つとなる。また、後述するように、罫紙の柱と横内扶の履歴を対応させると、一点一点の文書を、横内扶が個人文書化した場所や時期を推定する手がかりが得られることにもなる。また、文書に年代がない場合には、文書の様式や機能、内容とともに、横内扶の履歴などを踏まえると、ある程度、文書作成の年代推定も可能となる。さらには、横内扶の履歴を射程に入れると、横内自身が関わった案件の文書なのか、あるいは前例を確認するために他者が作成・収受した文書を参照したり、前任者から業務を引き継いだりしたのかということや、横内が勤務した機関よりも下位機関で作成された文書が、その機関に送達されて収受したのが、横内扶であったのか、あるいは前任者などの第三者であったのかということを推定することも可能となる。つまり、文書の形態は重要な史料情報にもなるのである。

第三節 機能論でみる横内家資料

前節において、「沖縄県政関係文書」のなかの、いくつかの文書の様式について確認した。文書の罫紙の柱などのように文書の様式に着目すると、「文書処理」や「政策過程」において、どの機関が作成した文書なのかということ、そして横内扶の履歴と対応させると、どの機関に所属していた時期に収受した文書なのか、あるいは横内扶自身が作成した文書なのかということの大まかな検討がつく。しかし、罫紙の柱だけで、作成者や担当部局課などを類推することには極めて問題がある。そこで、重要となるのは、文書の内容はもとより、文書の機能論からの考察である。前節においても、「文書処理」や「政策過程」に基づく機能論を射程に入れて分析してきたが、本節では、文書の機能論に重点を置いて、横内家資料にある報告文書を事例として検討する。

政策要請に関わる文書には、復命書や視察報告書⁽⁷⁹⁾にとどまらず、学校長などが上位機関に報告した文書もある。こうした報告文書が作成されて上位機関に提出される場合、上位機関が下位機関に実態調査を命じた可能性もある。以下、小禄尋常小学校校長小島彪輔が島尻役所長護得久朝常に宛てた「現今生徒出席状況報告」⁽⁸⁰⁾や、大南尋常小学校管理者宮城貞八と大南尋常小学校校長樋口芳生が島尻郡長大田祥介に宛てた「欠席生徒ノ義ニ付報告」⁽⁸¹⁾といった、島尻郡内の学事行政に関する報告文書について検討しよう。

小禄尋常小学校校長小島彪輔が島尻役所長護得久朝常に宛てた「現今生徒出席状況報告」

(82) は以下の通りである。

〔欄外1〕

〔欄外2〕

〔欄外3〕

小禄第七一号〔原文註1〕

島尻役所 明治 第三 年三月十四日 受〔原文註2〕

〔原文註3〕 現今生徒出席状況報告

創立以来十有五年間支給シ来リタル生徒手当金全廃ト共ニ其影響ハ忽チ生徒ノ無届不
参トナリ候業已ニ客月末ノ如キハ日々百七八十名ノ欠席生徒ヲ見ルノ不幸ニ陥リタリ
キ依テ管理者并ニ学務委員ニ於テハ其際数回会同ヲ催シ頽勢挽回ノ方法ヲ講ジ其后殆
ント毎日ノ如ク各村惣代并ニ父兄等ヲ懇諭督責セシヲ以テ今ハ部内十五ヶ村ノ内小禄
湖城等二三村ヲ除クノ外其出席曩日ト異ナルコトナシ而シテ元来右両村ノ不参生徒タ
ルヤ他村ノ如ク唯手当金全廃ノ影響ノミニアラスシテ小禄村ハ客歳来吏員人民ノ間ニ
相睥睨シタル裁判葛藤ノ影響多キニアルハ疑フ可カラサル事実ナリ故ヲ以テ客歳来本
校職員ハ殆ント誘導督責ノ全力ヲ該村ニ傾ケ或ル時ハ職員一同該村ニ入りテ説諭ヲ加
ヘ或ル時ハ惣代若クハ父兄等ヲ召喚シテ督責ヲ加ヘタル事今日マテ茂何回ナルヲ知ラ
サルモ奈何セン其人民ハ頗ル頑固蒙昧ニシテ懇々ノ諭切々ノ勸モ馬耳東風ニ聴過シ現
今該村就学児童七十八名ノ多数ナルニ拘ラス日々出校修業スルモノハ僅ニ二十名内外
ニシテ未タ説諭督責ノ好果ヲ奏セサルハ不肖等ノ日夜焦慮シテ措ク能ハサル所ナナリ
湖城村ニ至ツテハ前者ト異リ其生徒タル大概久米村辺ヨリノ寄留士族所謂頑固輩ノ子
弟ナレバ其原因ハ決シテ手当金ノ存廃ニアラズシテ寧ロ日清戦争ノ影響ト云ハサルヲ
得ズ即チ彼等ノ父兄ハ我国ノ連勝ヲ歛ハサルモノナリ子弟ノ断髪ヲ嫌フモノナリ断髪
ヲ嫌フガ故ニ学校ヲ嫌フモノナリ如何ニ説諭督責ヲ加フルモ頑トシテ動カサル事嚴ノ
如シ且ツ彼等ハ漁業ヲ以テ糊スルモノナレバ晨ニ出テ海ニ漁リタニ星ヲ戴テ家ニ帰ル
等出入時ナキモノナレバ彼等ヲ集メテ説諭督責ヲ加フル事ハ到底望ムヘカラズ将之ヲ
召喚スルモ決テ応スル事ナシ小禄村ノ善後策ニ至ツテハ目下専ラ該村吏并ニ学務委員
ニ於テ協議計画スル所ナレバ不遠十分ノ好果ヲ奏スルノ日アルヘシ

右之通り報告仕候也

小禄尋常小学校

廿八年三月十三日 校長小島 彪輔〔小禄尋常小学校長之印〕〔原文註4〕

島尻役所長

護得久朝常殿

(10行×2朱罫紙3枚に墨筆・朱印、こより綴じ、24.6×16.8cm)

〔欄外1〕「科長（豊朋）」とある。「科長」は墨筆であり、「（豊朋）」は丸朱印である。

〔欄外2〕「（豊朋）」との丸朱印がある。

〔欄外3〕「思 □^{〔一字不明〕}（朝裕）」とある。「思 □^{〔一字不明〕}」は墨筆であり、「（朝裕）」は丸朱印である。

〔原文註1〕「小禄第 号」は朱印であり、文書番号の「七一」は墨筆による。

〔原文註2〕収受印は朱印であり、日付の「三」及び「十四」と文書番号の「二七三」

は墨筆である。

〔原文註3〕「学務掛（豊朋）（□）〔□□〕」とある。「学務掛」は墨筆であり、「（豊朋）（□）（□□）」は丸朱印である。この朱印で判読しえないものもあるが、横内扶の朱印とは異なるものである。

〔原文註4〕〔小禄尋常小学校長之印〕は角朱印である。

本文書の内容を確認しよう。小禄尋常小学校創立以来、小学校の生徒に手当金を支払っていたが、この手当金配布が廃止された結果、毎日生徒170～180名が欠席している現状が報じられるとともに、欠席している生徒は「大概久米村辺ヨリノ寄留士族所謂頑固輩ノ子弟」であるので、手当金の廃止だけではなく、日清戦争における日本の連勝に対して否定的であること、さらに断髪を嫌うが故に学校を嫌っていることが不登校の要因であると指摘したうえで、現在小禄村の官吏と学務委員が対応策を協議していることが報じられた。

以上のように、報告文書には、日清戦争における戦局推移の影響や、手当金の廃止と断髪奨励といった政策実施・執行の結果、小禄村内の生徒が不登校になるという地域社会の実情に関する記述があり、かかる現状報告によって現実的な課題が明確にされている⁽⁸³⁾。しかし、実際の記述では、何ら「政策要請」がなされていない。ただし、生徒の不登校の要因が挙げられており、直接的な「政策要請」は提示されていないものの、こうした要因の解消、すなわち問題の解決のための「政策要請」が示唆されているように思われる。あるいはまた、島尻役所は管内の小学校における不登校を解消するために政策を立案する前に、まずは下位機関である小学校に、その実態調査を命じて、報告文書を提出させたとも考えられる。これについては、史料の限界により判然としないが、他の史資料とともに比較検証する必要がある。いずれにせよ、不登校問題の解決が県政上の課題であったがゆえに、島尻役所長護得久朝常に宛てた小禄尋常小学校長小島彪輔の報告文書が存在していたといえる。

次に、先述した文書の様式論から、この文書について精査・分析しよう。冒頭に「小禄第七一号」との文書番号が付されているが、差出人が小禄尋常小学校長小島彪輔であることから、この「小禄」は小禄尋常小学校を示すものであろう。この文書を収受した島尻役所は「島尻役所 明治 年三月十四日第二七三号」との受付番号と日付を付している。このことから、これらの文書番号などに付された機関を示す文言は差出機関・受取機関と対応しており、「現今生徒出席状況報告」は小禄尋常小学校から島尻役所に送達した文書であることが判る。さらに文書中の朱印に着目すると、この文書が島尻役所内において回覧されたことも判る。

また、日付に着目すると、この文言は小禄尋常小学校から1895（明治28）年3月13日付で送達されて島尻役所では同月14日付で収受された。しかし、横内扶が那覇役所兼島尻役所久米島役所勤務を命じられたのは、1895（明治28）年5月18日付⁽⁸⁴⁾であり、那覇役所と島尻役所から学務担当を命じられたのが同年5月27日付⁽⁸⁵⁾であった。実際の赴任日に

については判らないものの、報告文書にある3月は、知事官房で秘書取扱主任として勤務していたことから、おそらく、この報告文書は、横内扶の前任者で島尻役所学務担当者が収受した文書であり、赴任後に横内扶に引き継いだ文書であろう。さらに、文書内の捺印を見ると、横内扶のものと思われる捺印がないことから、横内の赴任前には、この報告文書はすでに収受されて回覧されていたことが確認できる。以上のことは、あくまでも推測の域を脱しきれないが、この文書の位置づけは、内容はもとより、機能論と様式論という二つの観点から分析しても、基本的に一致している。くわえて、機能論と様式論、文書の保管者の履歴といった三つの観点が合致したときに、さらに史料的价值が高まることを示唆しているだろう。

次に、大南尋常小学校管理者宮城貞八と大南尋常小学校長樋口芳生が島尻郡長大田祥介に宛てた「欠席生徒ノ義ニ付報告」をみてみよう。

〔欄外1〕

廿八大南第三五号〔原文註1〕 島尻 明治 年六月廿七日 受〔原文註2〕
役所 第 八四五 号

回覧〔原文註3〕 欠席生徒ノ義ニ付報告 主任思口（朝裕）〔原文註4〕

〔欄外2〕

〔行間1〕

〔行間2〕

当小学校生徒ノ儀近来非常ニ欠席者有之候間曩ニ学務委員トモ協議ヲ遂ゲ専ラ説諭ニ
従事致候所爾後説諭ニ服シ出席スル者追々増加シ来リ候ヘドモ今尚ホ著シク欠席者多
キ所ハ大里間切ノ内稲嶺村目取間村湧稲国村与那原村板良敷村ノ五ヶ村ニシテ特ニ板
良敷村ノ五ヶ村ニシテ特ニ板良敷村生徒ハ再三父兄ヲ呼出シ説諭相加ヘ候ヘドモ今尚
ホ一人ノ出席者無之候其理由トシテ父兄ノ申立ハ総テ断髪ヲ嫌フト雨天ノ節道路ノ危
険ヲ恐レテト事ニ付学校ニ於テハ雨天ノ為メ出席出来ザル時ハ其旨届出ルニ於テハ差
支ナク且ツ断髪ノ儀モ止ムヲ得ズ当分猶予ヲ与ヘ置キ候モ今日ニ至ル迄全村生徒ニ限
リ一人タリトモ出席スルモノ無之一同苦心罷在候尚ホ将来怠ラズ説諭可致心得ニハ候
ヘドモ前述ノ次第ニ付此段報告仕候也

明治廿八年六月廿六日

〔欄外3〕

大南尋常小学校

管理者 宮城貞八〔大里間切地頭代之印〕〔原文註5〕

同

校長 樋口芳生〔大南尋常小学校長之印〕〔原文註6〕

島尻役所長大田祥介殿

（大南尋常小学校用10行×2朱罫紙2枚に墨筆・朱印、こより綴じ、24.5×16.6cm）

〔欄外1〕「(代理)」 「(横内)」との丸朱印がある。

〔欄外2〕契印の代わりであろうが、「尋」・「学」・「長之印」の文字が見える割印がある。

〔欄外3〕〔大南尋常小学校長之印〕が野紙1枚目と2枚目に割印されている。

〔原文註1〕「廿八大南第三五号」のうち、「廿 大南第 号」は朱印であるが、「八」と「三五」は墨筆である。

〔原文註2〕収受印は朱印であるが、日付の「六」・「廿七」と文書番号の「八四五」は墨筆である。

〔原文註3〕「回覧」は墨筆による後筆である。

〔原文註4〕「主任思口（朝裕）」のうち、「主任思口」は墨筆による後筆であり、「（朝裕）」は丸朱印である。

〔原文註5〕〔大里間切地頭代之印〕は角朱印である。

〔原文註6〕〔大南尋常小学校長之印〕は角朱印である。

〔行間1〕「所員（横内）（城間）（口藤）（福）（謝花）（口口）（口口）（口口）（器）」のうち「所員」は墨筆による後筆であり、それ以外は丸朱印である。

〔行間2〕「主任思口（朝祐）」とあるが、「主任思口」は墨筆であり、「（朝祐）」は丸朱印である。

この文書では、大南尋常小学校生徒の欠席が多かったが、学務委員との協議により説諭した結果、出席者も増加した。それでもなお大里間切の板良敷村には不登校の生徒がいるので、「父兄」を説諭したところ、不登校の理由は断髪や雨天の道路の危険性によるものであるとのことで、その後断髪を猶予したにもかかわらず、同村の出席者がいないことが報告されている。

この「欠席生徒ノ義ニ付報告」という文書は、1895（明治28）年6月26日付で大南尋常小学校の管理者宮城貞八と同校長樋口芳生が島尻役所長大田祥介に宛てた文書である。また、野紙の柱には、「大南尋常小学校」との記載があることも差出人の所属と一致している。さらに、「廿八大南第35号」と「島尻役所 明治 年六月廿七日第八四五号受」との文書番号と収受番号があることから、差出機関は「大南」すなわち大南尋常小学校であり、宛先の機関は島尻役所であることが判る。この文書番号に付された差出機関が文書中の差出人と一致しており、収受印に付された収受機関が文書の宛先と対応している。さらに、横内扶が島尻役所の学務担当に命じられたのは1895（明治28）年5月27日付^{（86）}であり、収受したのが1895（明治28）年6月26日付であることから、この文書が島尻役所に送達された時期は、横内が島尻役所に赴任した後である。したがって、この案件は横内扶が担当したであろうことは推測に難くない。しかも、この文書は島尻役所における回覧文書であり、横内の朱印などが確認できる。つまり、この報告文書は、横内扶が島尻役所勤務時代に収受した文書であり、先の「現今生徒出席状況報告」とは異なり、横内自身が担当した文書であることが判る。

以上で確認したように、この二つの文書は、横内扶が実際に担当した案件にかかわる「欠席生徒ノ義ニ付報告」という文書であり、また前任者が担当した案件を横内扶が引き継い

だ結果として横内が個人文書化したであろう「現今生徒出席状況報告」という文書である。二つの文書は、ともに生徒の不登校の理由などについて報告した文書であり、同じ内容の文書であることから、これらの文書はまとまって、横内扶の個人文書化したのであろう。

そして、これらの報告文書は、当時の社会問題として捉えられていた不登校の要因を示すものである。また、当時就学率の向上が沖縄県の学事行政にとって重要な課題であった。こうした政治的・社会的な文脈のなかで、この報告文書を史料的に位置づける必要もある。そして、実際に、これらの報告文書に基づいて現状を把握して社会問題を改善するための政策が立案されたのかどうかということもまた、原議文書や他の史資料との比較検証が必要となるのである。

そもそも、報告文書は、トップダウンの政策であれ、ボトムアップの政策であれ、担当官が政策を立案する際に現状を把握する必要によって作成された文書でもある。したがって、報告文書は、政策過程研究において「政策立案過程」で生成された原議文書との比較検証によって、その史料的価値が明確になる⁽⁸⁷⁾。すなわち、原議文書のなかに、報告文書が添付されたり、あるいは報告文書の内容と共通する内容が原議文書を構成する文書の内容に見出されたりするならば、かかる報告文書を「政策要請」の文書として位置づけることも可能であろう⁽⁸⁸⁾。反面、報告文書の内容と原議文書を構成する文書の内容に偏差が認められるならば、その偏差の要因について検討する必要がある。さらには、視察や調査の目的に基づいた視点によって報告書が作成されるがゆえに、作成者の視点や作成の目的といったバイアスの問題は免れないが、視察報告書や報告文書は、作成された時点の社会のありようの一端を示した文書であると言える。したがって、視察報告書や報告文書は、当時の政治行政と社会のありようが密接に関わる文書でもあることから、「政策過程」と社会史を関連づけて、史料的な位置づけを見出すことのできる文書でもある。

以上において、文書の形態論・様式論・機能論という三つの視座に区分して論じてきたが、文書の内容や伝来もさることながら、三つの視座の相関関係で、文書そのものを検討することの重要性についても論述してきた。これは、横内家資料を歴史史料として捉える際の基本的な前提になると同時に、目録記述にも有効な視座となる。さらに、文書の内容だけで判断するのではなく、文書学・史料学といった観点から史料的に位置づけることの重要性について論じてきた。

だからといって、筆者が文書学・史料学を歴史学の補助学として捉えているわけでは決してない。以下では、文書学や史料学は、独自の学問領域として形成されていることについて確認しよう⁽⁸⁹⁾。

かつて、佐藤進一は『新版 古文書学入門』（法政大学出版局、1997年、283～284頁）において、次のように適確に論じている。

日本の古文書学は、（中略一引用者）、近代歴史学の輸入の気運のなかで、一つには史料批判のための技術的方法習得のために、また一つは史料編纂のための直接の必要

に迫られて、急速に発達した学問であった。古文書学がそれ自身一つの独立した学問とはみなされず、歴史学研究の手段としてのみ意義をもつ学問、したがって歴史学に従属して存在する学問であると考え、そういう意味で、古文書学を歴史学の補助学と呼ぶ誤解や、また古文書の真偽を鑑定し、難読の古文書を読みこなすことが、古文書学の最も重要な目的であるかのように考える誤解が生まれ、かつ根強く生き続けているのは、以上のことと決して無関係ではない。古文書学が歴史学に対して史料批判の方法を提供するという事は、決して古文書学が歴史学に従属することを意味しない。また古文書の真偽鑑別や読解の重要なことは何人も疑うことはできないけれども、それは、いわば古文書を素材とする古文書学にとって自明の前提なのであって、古文書だけがもつ研究目的でもなければ、古文書学固有の研究領域でもないのである。

端的に言って、古文書学とは文書史である、といった方が、古文書学の性質を明確にいいあらわすことができると私は考える。われわれが知りうる最古の古文書から、今日、日々いや時々刻々作成され発行され続けている文書に至るまでのすべての文書が、古文書学すなわち文書史における研究素材であり、逆にいえば、時代の新古を問わず、あらゆる文書が、文書史の素材として取り上げられる限りにおいて古文書なのである。

それでは文書史の目的は何か。文書が、特定者から特定者に対して文字を使用して行われる意思伝達の手段であり、しかも、単なる伝達ではなくして、相手方に種々さまざまな反応の起こることの期待を含んだ伝達であることを考えると、文書史の目的は文書の機能の歴史を明らかにすることにある、といわなければなるまい。より具体的にいえば、機能を軸にして、各時代の文書体系と、その史的展開を明らかにすることが、古文書学の骨格となるべきであろう。

以上は、古文書学の意義をあますところなく論じられている。この見解は、概して言えば、文書学や史料学を専攻する者にとって、継承されている見解でもある。そして、歴史学研究の補助学としてみなされてしまう要因の一つに、「史料批判」という歴史学の方法や史料編纂のために古文書学が導入されてきたことをあげているのである。

むすびにかえて

以上において、横内家資料や川平家資料の概要についてふれたうえで、一点一点の文書を対象として「文書行政」・「政策過程」という観点からの史料的位置づけや、古文書学における形態論・様式論・機能論という三つの視座から、那覇市歴史博物館所蔵の横内家資料と川平家資料を紹介してきた。最後に文書が現在まで伝来する要因について、簡単に触れることでむすびにかえたい。

文書の本来の機能や効力が失われた後に、廃棄対象文書などを個人文書化した事例や、骨董品の価値が見出された事例、学術的価値が見いだされた事例、あるいはまた、反故紙

の裏に草稿を書いたり、子供に文字の練習をさせたり、家の壁紙や障子に使われるといった、実用的価値に基づく事例もある。こうした事例は、それぞれ複合的な関係にある。例えば、那覇市歴史博物館には、明治期の「旧沖縄県農商課文書」があるが、この文書は、ある民家の壁紙に用いられていた。その後、民家を取り壊す際に左官業者が発見した文書であり、その後、那覇市歴史博物館に寄贈された文書である。このように、この文書は、本来公文書としての機能を果たしたが、その後本来の機能や効力が失われて個人文書化した人が、さらに壁紙という実用的価値を見出し、繰り返しになるが、取り壊しの際に左官業者がその文書に歴史的価値を見出して、那覇市歴史博物館に寄贈されたのである。あるいはまた、文書の筆跡に骨董品的価値が見出される一方で、その内容から重要な歴史史料であると認められることもある。このように、実用的価値や骨董品的価値、歴史的価値が密接に関係することもある。これが、主な文書伝来の要因であり、伝来もまた古文書学の対象となるのである。

こうした歴史史料を発掘すると同時に、当事者からは価値がないように見える文書でも、それらの文書を文書学や史料学、歴史学といった立場で、史料的价值を見出すことも重要なことである。ひいては、アーカイブズといった視点で、資料群そのものを検討することも重要なことである。こうした学術研究を通じて、すでに史料的价值が定まっている歴史史料を改めて分析することによって再評価につながり、今そこにある文書などの資料に、史料的价值が見出され、それらの資料が、あらゆる人々の共有物として次世代に歴史史料として継承されるべきであると筆者は考えている。

こうした様々な視点から、資料の特性について、さまざまな観点で検討することもまた重要なことであり、これこそが最初の段階であると筆者は考えている。

今後、本論で提起した課題は、今後の自らの課題であるだけでなく、さまざまな人々と議論することの「起爆剤」となれば幸いであり、これらの「対話」を通じて、琉球・沖縄の文書史料学を構築していきたいと考えている。また、日記や書簡について触れることが出来なかった。横内家資料や川平家資料にある日記や書簡についても、今後の自らの課題にしたいと考える。

(1) 横内扶の年譜に関しては、那覇市市民文化部歴史資料室編『横内家文書横内扶辞令書等関係目録』（那覇市、2006年）を参照のこと。

(2) 川平朝申の年譜に関しては、那覇市歴史博物館編『川平朝申と沖縄文化』（那覇市、2012年）を参照のこと。

(3) 筆者は、個人的に横内家資料や川平家資料について文書学や史料学、アーカイブズといった視点で検討しており、また担当職員として閲覧者の利用・公開を促進することを筆者の職務の一つとして捉えている。史料整理では「原秩序尊重の原則」や「出所原則」などの大前提に基づきつつ、目録編成においては、本論で確認・論述するように、移転や引っ越しなどによって、私文書・個人文書の原秩序が崩れていることを想定して、対象となる個人の履歴や、その社会的背景、人間関係などを理解しておく必要がある。また、史料学などの観点から、所蔵資料以外の川平朝申の資料、関係者の資料などの情報を検索する必要がある。こうした観点から、筆者は個人的に「川平朝申研究会」などの創設・運営に関わっているが、川平家資料などのレファレンス対応をより充実できるように心がけているからであると同時に、個人的な研究テーマでもある、川平家資料などの史料学的考察やアーカイブズ学的考察を深め

るために参加している。筆者の活動は、決して「顕彰」を目的としたものでない。

また、『伊藤博文文書 秘書類纂 朝鮮交渉』を事例とした史料学的考察の意義については、川島淳「宮内庁書陵部所蔵「秘書類纂 朝鮮交渉」に関する史料学的考察—近代史料学との関連で—」(同編『伊藤博文文書 秘書類纂 朝鮮交渉』第16巻、2007年)を参照されたいが、ここで中野目徹のいう「文書行政」と小池聖一の論じる「政策過程」との共通性を強引に捉えすぎた感があり、これを本稿で改めた。

- (4)「文書行政」という用語について、中野目徹「公文書」(『歴史学事典』第15巻コミュニケーション、弘文堂、2008年、211頁～217頁)を確認しよう。そもそも「公文書」は「行政の現場では「文書」または「公文」と称し、それを扱う実務は「文書事務」あるいは「文書管理」とされるのが一般的である」と述べる。すなわち「現在の行政実務において文書の作成から保存に至る過程は通常「文書管理」と呼ばれる。だが、「文書管理」という場合、現用文書の管理が中心で、文書処理の過程における稟議の具体的方法などは含まれない」ことなどを指摘したうえで、「わが国では公文書に関する基本法がないために、文書の発生から施行、保存までを一貫してカバーする行政領域は存在しないが、筆者はそのような行政領域を仮想して「文書行政」と呼んでいるわけである」と説明する。

その後の2009年7月1日に「公文書等の管理に関する法律」が公布された。これについて中野目は「内容的にはさまざまな問題点を残したまま法制化作業が進んでしまったという感否めないが、政府の公文書管理行政の制度と実務の両面から見て、この法律が画期的なものであることは疑いのないところである。なぜならば、同法はこれまで府省ごとに訓令レベルで運用されていた文書管理に関する初めての基本法として、原局による文書の作成から国立公文書館等における保存・利用まで視野に収め、国民主権の理念と政府による説明責任を根拠に、公文書が有する「行政」と「歴史」の二つの側面を一貫するものとして捉えようとしているからである」(中野目徹「はしがき」[中野目・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』岩田書院、2009年、1頁])として、その意義を指摘している。

- (5) 前掲「公文書」では、前掲『近代史料学の射程』にはなかった視点が提示されている。すなわち、「文書行政の3過程に即して、公文書のもつさまざまなコミュニケーション機能の構造」について検討している。「近代・現代の公文書は、①行政内部、②政治—行政、③政治・行政—国民・住民という3パターンのコミュニケーションの結節点に位置し、加えて過去—現在、現在—未来という時空間を隔てたコミュニケーションを可能とするという点で、本質的に歴史資料としての性格を帯びている」と論じている。この位置づけについては、後に紹介することにする。
- (6) 戦前期の沖縄県庁で保存・管理されていた文書群は、沖縄戦によって消失してしまった。こうしたなかで、輝広志は、「沖縄県庁の「文書管理」に関する基礎的考察—「県令時代」を中心に」(『立正史学』第107号、2011年)において、沖縄県令時代における文書管理のあり方を明確にしている。他に同「近代沖縄の『文書管理』について考える」(『テキスト研究のフロンティア—奄美・沖縄文庫の発掘と新たな読解を目指して—』琉球大学国際沖縄研究所若手研究セミナー、2012年報告)もある。この報告が論考として活字化されることを、筆者は待ちかねている。
- (7) 本稿での論題に「覚書」と付したのは、以下の三点の理由による。第一に、アーカイブズの視点で、横内家資料と川平家資料について考察することは必要なことであり、筆者に異論は全くない。ただ、本稿では、アーカイブズの視点よりも「文書行政」や「政策過程」の枠組みに重点を置いて紹介している。こうした史料学・文書学を射程に入れたアーカイブズ学的な考察については稿を改めることにした。第二に、横内家資料約20,000点と川平家資料約10,000件の文書すべてを検討の対象として紹介することはできない。そのため、本稿では、横内家資料や川平家資料の構造的性質について紹介することに重点を置いた。第三は横内家資料や川平家資料を研究史料として利用する、さまざまな人々との「対話」を通じて、これらの資料群のなかの一点一点を分析したうえで、議論を重ねたいと考えているからである。以上の三点が、本稿の論題で「覚書」という言葉を付したゆえんでもある。

アーカイブズの視点から横内家資料や川平家資料の分析は稿を改めて論じるが、ここでは、古文書学の限界とアーカイブズの形成について確認するととどめておく。すなわち、古文書学の限界は「出所原則」や「原秩序尊重の原則」などが受け入れられなかったことである。アーカイブズの形成について、「実務経験から、それまでの古文書学の方法論に疑問を抱き、欧米のアーカイブズ学を学び直し、史料群としての情報を重視し、古代・中世だけでなく近世・近代、さらに現代の記録を対象とする保存・整理・公開のための方法論を模索し」(丑木幸男「アーカイブズの科学とは」[前掲『アーカイブズの科学』上巻、9頁～11頁])、文書館学や記録史料学が提唱されるようになった。こうして、アーカイブズという学問領域が形成された。そして「アーカイブズ学は公文書、私文書を問わず、日々発生する記録から歴史的文化的価値の定まった記録史料までを、一貫した理論で把握することをめざしている」と述べ、「アーカイブズ学の課題は、多様であるが限られた情報資源のうち、記録化された情報資源を記録史料として収集、整理、保存、公開するための理論と技法を確立することにある」(前掲「アーカイブズの科学とは」)と論述している。

- (8) 本稿では企業文書を直接の分析対象とはしなかったが、しかし筆者は「企業文書」の存在を決して軽視しているわけではない。ここでは、丑木幸男の見解や小風秀雅の定義を確認するととどめておきたい。

まず丑木は公文書と私文書の区分について次のように述べる。「公文書を国、地方自治体が作成・蓄積・保存した史料、私文書を個人、企業、団体等が作成・蓄積・保存した史料とに区分した。企業や団体の文書に公的性格があり、私的な個人文書とは異なるのは事実であるが、文書館界での通説に従った。また、公文書には司法史料、立法史料があり、裁判に関する調書類や議会への建白・請願等の民間活動の情報を含む史料が多いが、主として行政文

書を対象とした」と指摘している（丑木幸男「近現代の組織体と記録—公文書の世界と私文書の世界」〔国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上巻、柏書房、2003年〕。以下、丑木の見解はこれによる）。このように、近現代に作成・蓄積・保存された文書を、公文書と私文書とに分けたうえで、文書館界での通説に基づいて、企業文書や団体文書を私文書として捉えている。そのうえで、星野家文書を事例として、私文書のなかの企業文書の特質について、次のように述べる。

企業史料は企業活動に対応して流動的であり、小規模であれば中心人物の自宅に事務所を置き、公私未分離のままで経営を行い、家計と企業経費も混合し、記録も私文書に含まれる。経営が拡大し事務所を自宅外に設置すると、企業史料が私文書から分離して自立し、さらに大規模になり機能が分化し組織ごとの経営が行われ、記録管理もそれに対応して組織的になり、様式も成熟した。

このように、企業史料の特質について、自宅に事務所を置いた企業経営と、事務所を自宅外に設置した企業経営とに区分したうえで、前者の企業史料が私文書に含まれるが、後者の企業史料は私文書から分離自立すると丑木は指摘する。そして、星野家文書における「企業関係史料は企業活動を反映した基本的経営史料であり、民間活動の情報を具体的に伝える私文書である」と論じ、また星野家文書における企業文書の残存状況から、「史料保存の上からもわが国の家制度の強固さと近代社会の脆弱さが窺える」と論じている。

さらに、丑木は「公私分離による経営が近代企業の原則であるが、事業の拡大に伴い企業史料も私文書から分離し、さらに規模を拡大することによって分化し組織ごとに記録を作成・授受・保管するようになり、様式・形態も統一されて成熟した近代的史料管理を実施することになる」と結論づける。この丑木の指摘からも判るように、企業史料そのものにも着目する必要があるだろう。

また、企業資料については、小風秀雅「近代の企業記録」〔国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下巻、柏書房、2003年〕などを参照されたいが、ここでは小風の定義を確認するととどめておきたい。「企業資料とは、企業活動の結果作り出されるものの総体であり、文書史料のみならず、製品（鉱工業であれば生産物、新聞社ならば新聞紙面、放送ならば音声・映像など）を含め、さまざまなもので構成される」（前掲「近代の企業記録」73頁）という。

（9）小池聖一『近代日本文学研究序説』現代史料出版社、2008年、ii頁～iii頁。

（10）前掲『近代日本文学研究序説』iii頁。

（11）加藤聖文「アーカイブズの編成と記述—近現代史料をめぐる課題」〔国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下巻、柏書房、2003年〕は、「近現代の公文書と私文書の特徴を明らかにし、これからの近現代史料整理論には何が必要とされるのかを提起」することを課題として設定されている。ここでは、私文書の伝来と来歴などに関する指摘を確認しよう。

近現代私文書に関しては、複数の所蔵機関に分散され、それぞれの機関がそれぞれの整理方法によって文書を整理し、目録を作成しているケースが非常に多い。また、こうした原因となった文書の散逸は所蔵者本人の死後に起きることが多いが、本人生存中から本人の意思によって分散したケースも決してめずらしくないのである。このように、分散した私文書を本来の文書群に復元することは、相当の困難をとまなう作業であり、仮に復元できたとしてもまたいつ新たな一部が発見されるとも限らないのである。

近現代私文書は、家長がそのまま代々引き継ぐものでもなく、遺族に分散して引き継がれるか、まったくの第三者に渡ることが多い。さらに、土蔵に何百年もそのまま残されるものでもなく、近代以降の人々の移動範囲の拡大と移動回数の増加にともない史料も転々とし、こうしたなかで史料の散逸や紛失、さらには保管位置や順序・配列といった史料群そのものが持つ意味性の喪失が容易に起こり得るのである。特に中央での活動が中心であった官僚や軍人、政治家、文化人などで出身地との関わりが薄く、遺族も他所へ移転している場合、その傾向はより顕著となる。そして、その過程で「出所」は不明確となり、「原秩序」は完全に失われるのであって、それゆえに目録において主題別（事項別）分類が依然として有効な編成方法として採用されているのである。

ただし、一橋大の美濃部文書のように主題別とはいえ個人の履歴と事績を参考にしつつ、文書の構造を基本として分類されているのが近現代私文書の目録編成の主流であり、むしろ、史料整理と目録編纂の担当には近現代史に関する相当高度かつ幅広い知識が要求されるのである。

ここでは、近現代私文書には文書群の散逸と所蔵先の分散、原秩序の崩壊といった特徴があるという、私文書の複雑な構造的性質と、それらを克服するためには担当者により高度な専門性が要求されることを踏まえたうえで、史料整理や目録編成が展開される必要があると論じている。

（12）その一部については、那覇市文化局歴史資料室編『横内家と近代沖縄 横内家寄贈資料展』（那覇市文化局歴史資料室、1995年）を参照のこと。

（13）横内扶の履歴に関しては、那覇市市民文化局歴史資料室編『横内家文書横内扶辞令書等関係目録』（那覇市、2006年）を参照のこと。この目録では、横内扶の収受した辞令書の目録にとどまらず、横内家自身の自筆覚書、履歴書などに基づいて、横内扶の履歴が詳細に示されている。

（14）前掲『横内家と近代沖縄』を参照のこと。

（15）那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書 横内扶辞令書等」の第1文書及び第2文書。

- (16) 同上、第10文書。
 (17) 同上、第224文書。
 (18) これに関する史料集としては、前掲『近代日本 公文書管理制度史料集 中央行政機関編』がある。また、公文書管理に関する研究には、中京大学社会科学研究所台湾史研究部会編『現代の公文書史科学への視座』中京大学社会科学研究所、2006年）などがある。
 (19) 註(6)を参照のこと。
 (20) 書簡は古文書学・文書学の対象範囲であり、日記は古記録学の対象範囲である。この相違については、後述することにする。
 (21) 前掲「横内家文書 横内扶辞令書等」の第42文書。
 (22) 同上、第45文書。
 (23) 同上、第43文書。
 (24) 同上、第44文書。
 (25) 「企業文書」が個人文書化する経緯については、公文書が個人文書化する経緯と同様であると考えられる。
 (26) 前掲「横内家文書 横内扶辞令書等」の第61文書。この日付で横内扶は知事官房勤務を命じられた。
 (27) 同上、第68文書。この日付で、横内扶は那覇役所兼島尻役所久米島役所の勤務が命じられた。
 (28) 同上、第61文書。
 (29) 同上、第84文書。
 (30) 同上、第86文書。
 (31) 同上、第90文書。
 (32) 那覇市歴史博物館編『川平朝申と沖縄文化』那覇市、2012年。
 (33) 前掲「アーカイブズの編成と記述—近現代史料をめぐる課題」において、私文書の特性に基づく名称について、次の指摘がある。

近現代私文書の多くは、「家」から自立した「個」の史料である。例えば、木戸孝允の私文書は「木戸孝允文書」であり、木戸の孫にあたり内大臣を務めた木戸幸一のは「木戸幸一文書」として存在する。そして、これらをあわせて前近代文書に見られるような「木戸家文書」といった名称の付与による文書群の把握はしない。その理由は、木戸孝允も木戸幸一も完全に互いが個人として自立し、異なる社会的地位や役割を果たすことで、各自が「家」の範疇を超えて独自の個人史を歩んでいたためであり、「木戸家」という要素は単に血縁以上の意味を持たないからである。また、明治政府の中心的人物としての木戸の私文書は長州藩という一組織・一地域に限られたものではなく、全国的なものとして広く公共に関わるものである。

この指摘は、近代私文書の構造的特質を分析するうえで重要な指摘であると筆者は考える。

- (34) 現時点で、横内扶の履歴に基づく項目別分類によって目録編成が必要になると考えている。また川平家資料についても同様のことが言える。これらの編成方法は、アーカイブズという学問領域を踏まえつつ、今後の課題である。
 (35) 前掲『近代日本文書学研究序説』356頁。
 (36) 同上、357頁。
 (37) 同上、352頁～356頁。
 (38) 小池は、松本忠雄が「外交史研究のため、外務省在任中に外交史上重要と考えた外務省記録を秘書二人と筆写するとともに、参与官・政策次官時代に回付された省議事録・高裁案および電信・公信写等を個人的に所蔵した。このうち、原稿用紙等に筆写された電信・公信は、後に外務省外交史料館に寄贈され、「松本記録」として公開されるとともに、『日本外交文書』（外務省編）の編纂でも多用され」（同上、207頁～208頁）、「このような、手控え・「写」は、電信・公信の内容のみが記され、決裁書式が省かれているため政策過程を明らかにできない。しかし、松本は、外務省記録から選別をおこなって筆写・採録しており、重要度について評価していたということが出来る」（同上、208頁）と指摘する。
 (39) 重光葵関係文書について、「重光葵によって外務省記録・文書は、書き写され一控えとして、また、後に自らの回顧録執筆のため一残された」（同上、221頁）と論じた。具体的な小池の議論は以下の通りである（同上、208頁）。
 外交官のなかには、将来の回顧録執筆を意識し、手許文書を保持、あるいは自らが関与した交渉記録を筆写した者もいた。（中略—引用者）重光葵の文書は、手記、書簡および重光が筆写した電信・公信の写も含む包括的な史料群である。このうち手記は、重光が参与した各政策の推移等の事実関係のみならず、重光から見た事件・問題・政策の背景、評価、認識が理解できる。手記は事後に書かれたものであるため、備忘録として記載される日記と違って時期の記述等が曖昧であるが、詳細に内容が記されているため、意思決定の実態について明らかにする。ただし、重光手記の場合、将来の回顧録執筆を意識したためか、内容の重複や、作成された時期によって評価が異なるものもある。（中略—引用者）手記は、対象とする事実から時間的に近接したものの方が意思決定の実相を明らかにし、史料的に価値が高く、重要な情報を提供する。しかし、事実の確定に関して、手記のもつ恣意性は否定できず、外務省記録や、備忘録的な他の日記等との照合作業が必要であろう。こうした見解は、頗る重要である。本稿で紹介した川平朝申の回顧録と文書を比較検証するうえで、参考にするべ

き議論でもある。

- (40) 同上、209頁。
- (41) 加藤聖文「敗戦と公文書廃棄—植民地・占領期における実態—」(国文学研究資料館史料館編『史料館研究紀要』第33号、2002年)。
- (42) 前掲「アーカイブズの編成と記述—近現代史料をめぐる課題」。
- (43) 丑木幸男「近現代の組織体と記録—公文書の世界と私文書の世界」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上巻、柏書房、2003年)。
- (44) 同上。
- (45) 同上。
- (46) 丑木「近現代の組織体と記録—公文書の世界と私文書の世界」によると、星野家文書には、①戸長役場文書、②議案などの公文書や諸通知の公文書、③公私複合文書などの公文書が含まれているという。①は、星野家一族が、水沼村の戸長をつとめたからであり、また町村制の施行によって水沼村などの合併によって黒保根村が成立し、「必要な戸長役場文書は黒保根村に引き継ぎ、それ以外の戸長役場文書は戸長自宅に保存され」、また「星野家の敷地内に黒保根村役場が設置されたためか、明治26年から36年までの役場文書9点が混入している」という。②は、星野長太郎やその子の元治が議員をつとめた際に受領した議案などの公文書や、村役場などからの通知文書であるという。③に該当する文書であるが、群馬県に宛てた「水沼製糸所資本金拝借願」という「私文書に県の指令を付した公私複合文書」(130頁)や「県の伺いに政府が指令を付して下戻する国、県の複合公文書」(131頁)もあるという。
- (47) 前掲「近現代の組織体と記録—公文書の世界と私文書の世界」。
- (48) 同右。
- (49) 前掲『近代史料学の射程』序章第三節。以下、特に註を付さない限り、これによる。及び前掲「公文書」を参照のこと。
- (50) 中野目徹「はしがき」(中野目・熊本史雄編『近代日本 公文書管理制度史料集 中央行政機関編』岩田書院、2009年、2頁)。
- (51) 前掲「公文書」において、「保存過程」について、「原議は一定期間(たとえば決裁終了年度)を経ると記録部に移され、規程に基づいて編纂整理が加えられ、一部のものは廃棄される。この段階が文書保存の過程である。さらに、保存されることになった文書も一定期間(各々の保存年限。5年、10年、30年)などを経て、歴史的に重要であると判断された場合、公文書館に移送されて歴史公文書として閲覧利用に供されることになる」(前掲「公文書」、214頁)と指摘している。
- 「Ⅲ文書保存」は、「歴史資料として公文書館で閲覧できるのは」、「Ⅲの過程を経て移管された原議綴である。したがって近代史料学では、この保存の過程を遡及して一定の規則で編纂され伝来した経緯を探っていくことがまず課題となってくる」(13頁)と論じている。
- これについて、中野目「はしがき」(中野目・熊本史雄編『近代日本 公文書管理制度史料集 中央行政機関編』岩田書院、2009年、2頁)では、中野目は「歴史学の各分野、政治史や法制史の従来の諸研究が公文書を利用する場合、当該の簿冊(ファイル)がいつ制定された、いかなる文書管理規程あるいは記録編纂規程によって作成・編纂された文書群(シリーズ)のなかの一冊なのかということを理解し、その内容が解釈されることは少なくなかったように思われる」と指摘している。このように、中野目は「Ⅲ文書保存」において、「文書管理規程や記録編纂規程によって作成・編纂された文書群」のなかに、ある案件の原議文書などの文書が他の文書とともに一冊の簿冊(ファイル)に編綴され、さらにその簿冊一冊が組み込まれて、現在まで伝来してきたという。こうした文書保存の過程を遡及することも対象としている。
- この過程をコミュニケーション構造という観点から、中野目は「公文書館での利用の段階でも、公文書は<行政—国民・住民>(視点を変えれば<過去の行政—国民・住民>)間のコミュニケーション手段としての機能が中心であるが、これを歴史学に引き付けて換言すれば、<政治・行政—未来の歴史家>(視点を変えれば<過去の政治・行政—歴史家>)間のコミュニケーション手段としての役割をも担っていることとなろう」(前掲「公文書」、216頁)と論じている。
- (52) 「Ⅱ文書施行」について、前掲「公文書」では、「決裁の済んだ案件は、各々の内容に応じて送付、公布等の方法により施行される。送付の手段としては通送や使送、公布の手段としては『官報』や都道府県の『公報』への登載ほかを挙げることができる。送付、公布等は決裁終了の原議と照合して行なわれる。これが文書施行の過程であり、決定された組織体の意思が効力を発生する段階である」(213頁～214頁)という。
- こうした「Ⅱ文書施行の過程」について、「発給文書の様式という点から従来の古文書学では最も重視された部分だが、近代の公文書に限定していえば、もちろん特定の官庁や個人に宛てられる文書は相変わらず存在し、その場合の手段は口頭伝達、手交・使送・通送などであり、原議は控えとして官庁側に残される。国民一般に公布される法令の場合も、施行の手段は、はじめは『太政官日誌』、明治十六年(一八八三)以降は『官報』に登載されるか、役場の前などに掲示されるものと定められていて、公布の原本は官庁側に残ることになる。原議とは何かといえ、それら施行された文書の決裁原本(原書とも)なのである」(13頁)と指摘している。

そしてこの過程でのコミュニケーション構造について次のように指摘する。①法令の場合には、「施行過程における公文書の有するコミュニケーション機能としては、〈行政―国民・住民〉間の意思伝達が中心となる」(215頁)と指摘している。②「行政内部や特定の申請者への許認可、回答に用いられる公文書」の場合には、「公文書がもつ〈行政―行政〉間の、あるいは〈行政―特定の団体・個人〉間のコミュニケーション手段としての機能を指摘することができる」(215頁)と述べる。③関係省庁での合議を含む案件に関する願書があるが、この場合には「〈行政―特定の団体・個人〉間のコミュニケーションは、行政における〈国―地方〉〈太政官―各省〉という関係を包摂した重層的な構造を示している」(216頁)文書もあるという。

- (53) 前掲「公文書」において、「文書が文書起案簿もしくは文書受付簿に登録されることによって公文書は発生する。発生した文書は、決裁または供覧されるが、とくに決裁の場合、組織内の職制上下位の者から順に上位の者へと回付されていく。このような意思決定過程を稟議という。供覧文書の場合、逆に上位の者から下位の者へ順に回付される。決裁の終了した文書を原議(原書や本書)ともいう」と称する。ここまでが文書処理の過程である」という。

「I 文書処理」であるが、「原議からうかがえる稟議制の実態に即して組織の意思決定プロセスを解明することが課題となる」と論じている。その際に「一件ごとの原議の内容情報を、古文書学のなかで蓄積されてきたあらゆる手段を活用して明らかにすることはもとより重要だが、同時に一件ごとの原議は単独で存在するものではなく、一定の基準で編綴され伝来してきたことを考慮すれば、記録史料学が提唱する記録史料群の構造的認識という方法からも学んで、原議のもつ多義的な情報を引き出していかなくてはならない」と論じている。これを中心的課題としつつも、「稟議に関わった個人関係文書その他を比較検証することも当然である」(13頁)と述べるように、原議文書だけではなく、私文書・個人文書の分析も射程には入れている。

この過程におけるコミュニケーション機能については「第1に〈部局〉内あるいは〈部局―部局〉間(＝行政内部)の、要するに〈司―司〉といわれる〈行政―行政〉間の意思決定にあるといえよう」と述べ、「だが、行政が政治によって決定された政策の実現段階であるという側面に着目するならば、文書処理の過程すなわち行政の意思決定には政治からのさまざまなアプローチ(圧力や根回しなど)が想定される。つまり、公文書には〈政治―行政〉間のコミュニケーションの結果も反映されているはずである」(214頁)と論じている。その他として「公文書には起案によらず、行政の外部から発生するものもある。請願書や要望書などがそれで、これらは行政が収受した時点で公文書となる」のであり、「文書処理の過程に先立って〈国民・住民―行政〉というコミュニケーションが成立している場合もある」(215頁)というのである。

- (54) こうした「文書行政」という枠組みを積極的に活用したものに、熊本史雄の一連の論考がある。熊本史雄「外務省所蔵「茗荷谷研修所旧蔵記録」の構造とその史料的位置―拓務省関係文書を中心に―」(『外交史料館報』第16号、2002年)などがある。また、「文書行政」という視座を積極的に研究のなかで組み込んだ論考としては、同『大戦間期の外務省と対中国外交―外務省記録にみる政策決定過程―』(吉川弘文館、2013年)などがある。

- (55) こういう意味でも、輝広志の研究成果が待ち遠しい限りである。

- (56) 前掲『近代日本文書学研究序説』3～4頁。

- (57) その後、中野目は「公文書をコミュニケーション史のなかに位置づける際に鍵となるのは、一件態文書である原議の存在である。公文書を対象とする近代・現代の史料学では、文書保存の過程を遡及して原議にたどりつき、文書処理の過程を関連する私文書をも含めて比較解明することによって、政治や行政の意思決定プロセスを再現することが目的となる」と述べ、「そのためには、古文書学とアーカイブズ学の双方から学びつつ、いずれからも相対的に自立した近代・現代史料学の方法論を一層洗練させていく必要がある」(217頁)と論述している。

- (58) 「政策立案過程」とは、小池によると、「政策要請→政策立案(担当官→課長→局長→省議→次官→大臣)」といった一連の過程として捉えられている。そのうえで、「この過程における公文書(原議)は、担当官(あるいは課長)が起案したものである。起案に際して、立法過程の場合や、重要な政策立案の場合には、複数の案が作成される。外務省記録・文書のように、即時性が必要な電信案等の場合、成案に対して採用されなかった案とは決裁途中で破棄された電信案である。この立案過程では、関係他官庁との調整、戦後では特に与党政務調査会・有力政治家への根回し等がおこなわれる。予算措置をとる場合は、大蔵省(現在は財務省)主計官等への打診を基本的に主管課長が中心となっておこなう」という(前掲『近代日本文書学研究序説』6頁)。

- (59) 「政策決定過程」について、戦前と戦後に区分している。戦前について「閣議請議→閣議決定→上奏・裁可→政令として執行(→主管官庁)」であり、この「閣議請議」の段階では、「元老の合意」や「閣僚への根回し」があるという。また閣議決定後に、「条約案等」であれば「枢密院での審議・決定→上奏・裁可→実施・執行」という過程があり、「予算案等」では、「議会へ回付・審議・決定→上奏・裁可→実施・執行」という過程があるという。また、「国家意思最高決定機関は、平時においては内閣であったが、天皇の諮問機関である枢密院、統帥権を有する参謀本部・海軍軍令部(軍令部)とともに分立し、戦時においては大本営が国家最高意思決定機関であった。しかし、第一次大戦後、戦争形態が総力戦となった結果、日中戦争開始後、大本営が設置されると国務と統帥の一致(政戦略の一致)が必要となり、内閣と大本営との間で大本営政府連絡懇談会及び大本営政府連絡会議が設置され(日英米戦争開始後の小磯内閣で最高戦争指導会議)、その上の最高意思決定機関として御前会議が位置することとなっている」(前掲『近代日本文書学序説』9頁)という。

- (60) 「政策遂行・執行過程」は「政策決定事項→主管官庁→(移牒・伝達)→出先機関・地方公共団体等→国民→

政策評価」で構成されている。この「政策実施・執行過程」について小池は、「外交政策などでは、出先機関による「読み替え」「サボタージュ」等が起こる。また「読み替え」でなくとも、執行過程で自らの組織に対応して解釈を付加することも十分にありえる」と指摘した（前掲『近代日本文書学序説』、10頁～11頁）。

(61) 前掲『近代日本文書学序説』9頁。

(62) かつて筆者は「一九〇六（明治三十九）年の「関東総監府官制案」に関する文書学的考察—修正時期に焦点をあてて—」（『駒沢史学』第60号、2003年）において、防衛省防衛研究所蔵「陸満密大日記」（明治三十九年自九月至十二月）収録の「関東総監府官制案」と、国立公文書館蔵「公文雑纂」（明治三十九年・陸軍省海軍省・巻二〇）収録の「関東総監府官制案」、外務省記録「帝国一般関係雑件 関東都督府之部」第一冊、国立公文書館蔵「公文類聚」（第三十編・明治三十九年・第三巻）所収の「関東都督府官制案」を比較検証した。なかでも、「公文雑纂」収録の「関東総監府官制案」との照合によって、「陸満密大日記」所収の「関東総監府官制案」の墨筆修正と朱筆修正の時期の相違について指摘したことがある。このように、関係機関などの文書との比較検討の重要性について論じたことがある。

(63) 前掲『近代日本文書学序説』において「閣議」の文書学的考察—芦田内閣期、政令第二〇一号の制定・執行過程を一例に一—では「閣議配布文書」を通じて、閣議での議論の内実について明確にしている。また「総合政策」の文書学—大平正芳関係文書でみる提言と施政方針演説の生成過程—では、大平正芳関係文書における原稿の訂正や構成に着目して、複数の原稿を時系列的に分析したうえで、施政方針演説などの生成に、大平正芳や関係者の意思が反映されていく過程を綿密に考察している。

(64) 前掲『近代日本文書学序説』9頁～10頁。

(65) 同右、11頁。

(66) 台湾総督府文書に関する史料学的研究については、檜山幸夫編『台湾総督府文書の史料学的研究—日本近代公文書学序説—』（ゆまに書房、2003年）がある。また、台湾総督府の律令制定過程の実態については、檜山幸夫「台湾総督府の律令制定権と外地統治論」（『台湾総督府文書』第四巻、ゆまに書房、1998年）、檜山「日本の台湾植民地支配と外地統治論」（大濱徹也編『国民国家の構図』雄山閣、1999年）、檜山「台湾統治の構造と台湾総督府文書」（同編『台湾総督府文書の史料学的研究』ゆまに書房、2003年）などがある。

(67) 同上を参照のこと。

(68) 詳しくは、前掲『台湾総督府文書の史料学的研究』を参照のこと。

(69) こうした分析なしに、近代日本における南洋群島統治の「政策過程」や「文書行政」についても、論述しえないと考える。外務省参事官の重光葵や海軍省の末次信正などの意見書で示された政策構想が南洋群島統治体制の創設に影響を及ぼしたことは否定できないものの、当然のことながら、重光や末次の意見書が、外務省や海軍省での審議過程などで、どのような影響を及ぼしたのかということ自体を分析する必要がある。そして、南洋庁官制自体は、内閣拓殖局が発議した案件であるが、事前に大蔵省や外務省、海軍省などの関係機関との合議があったことも想定されなければならないだろう。ただただ、新史料の発掘のみで記述内容のみに重点をあててのではなく、南洋庁官制制定過程のなかで派生した文書が、「政策要請」・「政策立案過程」・「政策決定過程」・「政策実施・執行過程」の要素のなかで、どのように位置づけられるのかということを検討して、初めて、意思決定過程が明らかになると筆者は考えている。また、「文書処理」においても、南洋庁官制案に関する原議文書を分析の対象とする必要もある。南洋庁官制の「政策実施・執行過程」・「文書施行」で「官報」や「南洋庁公報」に掲載されている。こうした「政策過程」や「文書行政」のなかで、南洋群島統治政策について考察することについては、今後筆者の自らの課題としている。

また、1935（昭和10）年における南洋群島開発調査委員会の答申や制度的位置などについて、文書の性格から分析したものとしては、川島淳「戦間期国際社会と日本の南洋群島の統治・経営方針—一九三五年における南洋群島開発調査委員会の答申の紹介を中心に—」（『駒沢史学』第73号、2009年）、川島淳「南洋群島開発調査委員会の設置と廃止について—制度的位置と性格に焦点をあてて—」（『駒沢史学』第81号、2013年）を参照のこと。

(70) 註(66)と同じ。

(71) これについては、川島淳「青木喬台湾総督府事務嘱託「全島沿岸調査復命書」について」（中京大学社会科学研究所台湾史料研究会編『領台初期の台湾社会—台湾総督府文書が語る原像（Ⅱ）—』中京大学社会科学研究所、2008年）を参照のこと。

(72) 川島淳「1950年代における那覇の都市形成と水害対策に関する覚書—那覇市の政策構想に焦点をあてて—」（『2011年度トヨタ財団研究助成プログラム 沖縄・奄美島嶼社会における災害・防災の歴史的変遷に関する包括的研究』研究代表者 山田浩正、2013年）を参照のこと。

(73) 前掲「1950年代における那覇の都市形成と水害対策に関する覚書—那覇市の政策構想に焦点をあてて—」において、筆者は「政策過程」を「政策要請」・「政策決定」・「政策施行・執行」といった3要素で構成されるものとして提示した。この「政策決定」は本稿でいうところの「政策立案過程」と「政策決定過程」を含めたものである。本稿では、これを訂正して議論を進めることにする。

(74) 筆者は文書学・史料学を専攻しているため、社会史的な観点からのオーラル・ヒストリーやライフ・ヒストリーを軽視しているかのような誤解や偏見があるかもしれない。しかし、筆者は「政策過程」では回収しえない、人々

の生活という面にも焦点をあてて研究活動をしている。これについては、「沖縄出身南洋移民女性の渡航形態について——一九三〇年代から一九四〇年代前半の未婚女性に焦点をあてて——」（『南島文化』第31号、2009年）、同「沖縄から南洋群島への既婚女性の渡航について——近代沖縄史・帝国日本史・女性史という領域のなかで——」（『東アジア近代史』第13号、2010年）、同「沖縄出身南洋移民未婚女性の渡航要因と移民男性の婚姻形態について」（『南島文化』第32号、2010年）、同「沖縄出身南洋移民既婚女性の渡航要因と男性の論理について——帝国日本史・近代沖縄史の重層的関係性と女性史を射程に入れて——」（『南島文化』第33号、2011年）、「南洋群島における沖縄出身女性の経済的活動について」（『南島文化』第34号、2012年）がある。また戦時下南洋群島における「政策実施・執行過程」と移民者の生活との関係性については、川島淳「戦時下南洋群島からの戦時引揚について——ジェンダー論の観点から——」（『南島文化』第36号、2014年掲載予定）および「総動員体制下の南洋群島における沖縄出身女性について——国家総動員法の適用と隣組の活動を事例として——」（『浦添市文化部紀要』よのつち』第10号、2014年掲載予定）を参照のこと。

また「記憶」という観点から、南洋移民の「集合的記憶」や個人的記憶に関する筆者の見解については、前掲「沖縄出身南洋移民既婚女性の渡航要因と男性の論理について——帝国日本史・近代沖縄史の重層的関係性と女性史を射程に入れて——」を参照のこと。筆者は、「政策過程」と社会史との接点を見出したうえで、両面から近代日本における沖縄と南洋群島の統治政策について検討し、近代日本の国家構造や社会構造の特質の一端について考察しようとしている。これについては、川島淳「帝国史研究と沖縄出身南洋移民」（『駒沢史学』第71号、2008年）を参照のこと。

- (75) そもそも古文書とは、佐藤進一によれば、「特定の対象に伝達する意思をもってするところの意志表示の所産」、すなわち甲から乙という特定の者に対して、甲の意思を表明するために作成された意志表示手段、これが古文書である。この特定者に対する意志表示という点が古文書の本質であって、これに対して主格の一方的な意志表示の産物、例えば一般の著述・編集物・備忘録・日記の類が文書と対立して文献の大きな部分を占める」（佐藤進一『新版 古文書学入門』法政大学出版局、1997年、1頁）と定義づけられている。後年、古文書の定義について次のように補足して課題を提起する。

現在の私の考えでは、この規定は少し狭すぎるようである。つまりここに述べたように、甲から乙への意思の伝達的手段として作成されるのが文書だとすると、（中略—引用者註）管理のための照合、同定のための照合を機能とする帳簿、証書、記名札等は、意思の伝達を機能とする、従来のいわゆる文書とは明らかに別種のものである。しかし他面これらのものが、現実の政治・経済・社会生活において、人間関係に現実に関与している点で、従来のいわゆる文書と共通の性質をもつばかりでなく、両者は機能的に密接に関係し、規定し合っていることも明らかであって、特定の時代、特定の国家・団体において形成された文書の体系の全体像は、従来のいわゆる文書と、ここに記した照合帳簿その他との相互関連、相互規定の総体を明らかにしてはじめて把握することができるし、古文書学の目的もその点にあると考えられる。以上のように考えれば、ここに記した照合帳簿その他を、文書と密接に関係する別種の記録とするか、これを従来のいわゆる文書と併せて広義の文書として、文書の体系（そして古文書学の体系）を再構成するか、が今後の問題である。

以上のように、佐藤は古文書を捉えたうえで、古文書学を次のように定義する。

古文書には以上のように必ず差出者と受取者があるわけであるが、この授受者間の関係の如何によって古文書の材料・作成手続・様式・文章などのうえにいろいろの差違が現われる。そして、その違いはさらに時代の変遷・地域の相違によっていっそう複雑となる。そこでこのような古文書のもつ複雑な性質を理解し、古文書に関する知識を整理し体系立てるところの学問が必要になる。これが古文書学である。

これが、佐藤のいう古文書学の定義である。こうした佐藤の見解は定説化している。

他方、古記録についてであるが、古文書との相違性を射程に入れつつ、日記の性格について、佐藤進一は次のように論じている。

古文書とならんで日本史研究上の重要史料と考えられる日記について簡単に説明しておこう。日記は前に述べたように、古文書とちがって特定の対象を有しないところの、主格（日記を記す主体、記主とよぶ）の一方的な意思表示の産物であるが、しかし、その日その日の事件なり、感想なりを記したものだという点で、後になって、特定の意図をもって書くところの著書や編集物などに比べて、格段の正確さと生々しさがある。その点では古文書について有力な史料価値をもっている。そして古文書が一通一通内容がバラバラであり、事実の連関を理解するのに困難であるのに対して、日記は前後の記事に関連があつて、事実の理解に一貫性がある場合が多いという点で古文書にまさる長所がある。日記はまた記録ともよばれ、やはり古くからのものが伝わっている。

このように、佐藤進一は、古文書・古文書学と、日記・古記録学や典籍・書誌学の区分について論じている。

古文書学には、形態論や様式論、機能論という観点から一点一点の文書を分析している。これについては、『日本古文書学講座』第1巻総論編（雄山閣出版、1978年）や、前掲『新版 古文書学入門』、日本歴史学会編『概説 古文書学 古代・中世編』（吉川弘文館、1983年）などを参照されたい。また先述のように、古文書学にも限界があり、現在ではアーカイブズという学問領域が形成されている。

- (76) 形態論であるが、形式や材質、筆・墨、印章、花押、字体、書風などが対象となる。詳しくは、前掲『日本古

文書学講座』や日本歴史学会編『概説 古文書学 古代・中世編』（吉川弘文館、1983年）を参照のこと。

(77) 様式論について、佐藤進一は「総じて古文書の様式というのは古文書の形状・骨組のことである。そして本来文書というものは、差出者と受取者との政治的ないし社会経済的な関係によって、また地域により年代によって千差万別の働きをするものであるが、その働き＝効力は一般に文書の表面に表わされる。その場合、個々の文書における具体的な用件ではなくして、その用件を成立させる条件としての上記のような諸関係を文面に表わすところのもの、これが文書の形状であり様式である。つまり文書の様式を正確に理解することは、その文書の働きを正しく理解する途であるといえる。すなわち一般に古文書学の様式論とよばれるものの意義は、このように古文書の効力という古文書学における中心的問題を理解するための前提である点にある」（前掲『新版 古文書学入門』53頁）と指摘している。

(78) 近代文書を分析の対象とした機能論は、本稿全体の目的でもあるので、詳述は避けるが、伝来との関連で、佐藤進一の見解を確認しておきたい。

古文書の伝来について佐藤進一は「これを文書の作成される時間的順序に従って考えてみると、文書の草案・下書きとして作られたものが今日に伝わる場合と、実際に相手方に送られて所期の働きをなした文書の原文（これを正文という）そのものが伝わる場合と、さらに後日原本を写した控が伝わる場合とがあり、それぞれに伝来の素因を異にする。また文書の時間的効力を問題にすれば、元来、長期間の効力を有すべきものとして作成され、したがってそれ自身に伝来の力を備えたものと、一時的効力しか有しないものがある。さらにかかる文書そのものの効力ではなくして、なんらか非本質的な価値が認められることによって、その文書が後に伝わる場合がある」（前掲『新版 古文書学入門』13頁）と指摘している。

(79) なお、これ以外にも、報告文書には、ある事業の経過や完了後のことを報告する文書もある。

(80) 「現今生徒出席状況報告」（那覇市市民文化歴史資料室編『横内家文書教育関係資料7』番号219・文書番号⑧—4）。保存上の見地から、横内家資料は基本的にマイクロフィルムの紙焼き版を閲覧に供しているが、原本の閲覧には、特別閲覧許可の申請が必要であり、調査・研究上の合目的な理由に限って許可されている。

(81) 「欠席生徒ノ義ニ付報告」（同上、番号222・文書番号⑧—7）。

(82) 「現今生徒出席状況報告」（同上、番号219・文書番号⑧—4）。

(83) 報告書の史料性格について触れておこう。報告内容が社会の実情を正確に伝えているのかどうかということについて、他の史料と比較検証することは改めていうまでもない。もし報告内容が事実と異なるならば、報告書を収受した機関では、報告書の内容が「事実」として認識・共有されることになる。そして、報告書に基づいて政策が立案・決定・実施されて、さらに矛盾が拡大されることになる。

(84) 前掲「横内家文書 横内扶辞令書等」の第68文書。

(85) 同上、第69文書。

(86) 同上、第69文書。

(87) 前掲「青木喬台湾総督府事務嘱託「全島沿岸調査復命書」について」。

(88) これについては慎重な史料批判が必要であるが、その具体的な事例としては、前掲「青木喬台湾総督府事務嘱託「全島沿岸調査復命書」について」を参照のこと。

(89) 前掲『近代史料学の射程』や前掲『近代日本文書学序説』においても、史料学・文書学が独自の学問領域として形成されていることについて論じている。